

具体的施策

第8章 具体的施策

1 地域包括ケアの推進

高齢期になっても、住み慣れた地域で生活を続けたいと、多くの人々は望んでいます。

すべての高齢者が、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた環境の中でそれまでと変わらない生活を続けることができるよう、専門機関等が連携する地域ネットワークの形成を行うとともに、地域住民等による見守りの体制づくりに努めます。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。

そのため、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を推進します。

[重点的な取組み内容は、P84 「(1) 在宅医療・介護連携の推進」 参照]

ア 地域の実情に応じた在宅医療・介護連携の推進

地域の実情に合わせた在宅医療と介護の連携体制を構築し、維持、充実していくためには、地域の医療・介護連携の実態把握、課題の検討、課題に応じた対応策、実施に至る過程を意識して取り組むことが重要です。

地域の医療・介護連携における課題は、高齢化率や医療・介護の資源量等の状況を把握し、多角的に課題を抽出し、検討・対応を進めています。

各区の医療・介護の社会資源の把握

各区によって高齢化率や医療と介護の社会資源の状況は大きく異なります。そのため、地域の医療・介護連携における課題を検討するために、医療・介護資源の実情を把握することが必要で、住所、連絡先だけでなく、有している機能等も含めて把握します。また、各区において、関係機関の医療・介護へのアクセスの向上を支援するため、医療・介護資源のリストやマップを作成します。

また、これらの情報は区の広報紙も活用しながら、必要な情報について地域住民に周知を図ります。

在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

各区に設置している「在宅医療・介護連携推進会議」を定期的に開催することで、資源状況を踏まえながら医療・介護関係者が抱えている課題を把握し、連携においてめざす理想像（目標）を共有し、現状や課題、対応策について検討します。さらに、必要に応じて、より具体的に取組みを検討する場として、ワーキンググループや部会等を設置します。

また、区域を越える連携の課題や区の取組みを円滑に進めることができるように、健康局に設置している「大阪市在宅医療・介護連携推進会議」において広域連携における課題と対応策の整理や区への支援を検討します。

《 実 績 》

在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討		
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度
	2016(平成28)年度	
区役所での現状や課題、対応策の検討の実施状況（実施区）		24区
健康局での現状や課題、対応策の検討の実施状況（実施回数）		24区 3回

イ 多職種連携の推進

医療と介護は、それぞれを支える保険制度が異なることなどにより、多職種間の相互の理解や、情報共有が十分にできていないなどの課題があります。そのため、多職種の連携を図るための研修を通じて、地域の医療・介護関係者が、お互いの業務の現状、専門性や役割等を知り、意見が交換できる関係を構築するなど、実務者間での医療・介護連携を進めます。

多職種の顔の見える関係の構築・推進

専門性の異なる多職種が共通の課題や困難性を理解し、解決策を検討していくプロセスや方向性を共有するグループワーク、事例検討会等を医療・介護関係者と協議して実施します。

このような、多職種での研修会等を繰り返し行うことで、関係者が相互に信頼できる「顔の見える関係」の構築を進めています。

また、「退院支援」、「日常生活療養及び急変時の対応」、「看取り」などの様々な局面で、医療と介護がより一体となるよう他職種連携によるチームケアの構築をめざします。

ウ 切れ目のない在宅医療と介護の仕組みづくり

医療と介護が切れ目なく提供される体制の構築を進めるため、地区医師会等への委託により医療と介護の連携に関する相談を受けるための窓口「在宅医療・介護連携相談支援室」を各区に設置しており、その活動を通じて、医療・介護関係者のスムーズな連携

ができる仕組みづくりをめざします。

在宅医療・介護連携に関する相談支援

各区の「在宅医療・介護連携相談支援室」には、在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置しています。コーディネーターは、医療・介護関係機関からの相談を受け、医療と介護の橋渡し役を担っていきます。

その活動は、地域の社会資源を把握するとともに、地域の高齢者支援の課題を抽出する地域包括支援センターでの「地域ケア会議」をはじめとした区内の医療・介護に関する会議に参画するなど関係機関と情報を共有しながら協働して在宅医療と介護の推進体制の構築をめざします。

医療・介護関係者の情報共有の支援

地域住民の在宅療養生活を支えるために、患者・利用者等の状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう、情報共有ツール等について検討していきます。

既に使用されている情報共有ツールがあれば、活用状況を把握したうえで、医療・介護の関係団体や関係者の意見を十分に踏まえ、必要に応じて改善を図ります。また、情報共有ツールがない場合は作成を検討します。

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進

地域の医療・介護の関係団体や関係者の協力を得ながら、在宅医療と介護が夜間・休日、容態急変時の対応等、切れ目なく提供される体制の構築をめざした取組みを進めます。

地域の実情に応じて、主治医・副主治医制の導入の検討、後方支援病院の確保や救急医療との連携等バックアップ体制の整備、訪問診療医と訪問看護ステーションと連携する等の在宅医療に携わる関係者の負担軽減などの取組みを進めます。

《 実 績 》

在宅医療・介護連携に関する相談支援

「在宅医療介護連携相談支援室」設置区数	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
	1 区	11 区	11 区

工 在宅医療への理解促進

医療・介護関係者の連携を進める一方それを利用する地域住民が在宅医療や介護について正しく理解し、必要になった際には本人が望む必要なサービスを適切に選択し、利用できるようにすることが重要です。

効果的に広く普及啓発する方法として、区の広報紙や回覧等の情報発信ツールを利用するとともに、老人会などの地域での集まりや地域包括支援センター等の関係機関が開催する講演会等を活用していきます。地域の実情に合わせて様々な取組みを継続して行うことで、地域住民の理解の促進に努めていきます。

(2) 地域包括支援センターの運営の充実

高齢化の進展に十分対応できる適切な人員体制の確保を図るなど、高齢者の地域包括ケア推進の中核的役割を担う地域包括支援センターの運営の充実に向けた取組みを進めます。また、包括的支援事業の推進にあたっては、地域包括支援センターが中核となって、関係機関が連携して取り組んでいく必要があるため、地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。

[重点的な取組み内容は、P 90 「(2) 地域包括支援センターの運営の充実」 参照]

ア 高齢者の総合相談支援

- { 地域包括支援センター
- 総合相談窓口（プランチ）

地域包括支援センターでは、高齢者の個々の状態に応じた介護予防ケアマネジメントに基づく効果的な介護予防サービス等を提供することとあわせて、地域で安心して暮らせるよう総合相談支援・権利擁護業務、地域の多職種協働・多職種連携による包括的・継続的ケアマネジメント支援や地域住民・専門機関等の地域ネットワークの形成を行うとともに、引き続き、障がい者支援センター等、様々な相談支援機関と連携し、切れ目なく円滑に介護サービス等が受けれるように支援を行います。

また、大阪市では概ね中学校区ごとに地域包括支援センター又は総合相談窓口（プランチ）を設置しており、地域包括支援センターと総合相談窓口（プランチ）は連携して総合相談支援・権利擁護業務を行います。

《 実 績 》

地域包括支援センター			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
設置数	66か所	66か所	66か所
延べ相談件数	延291,961件	延299,736件	延302,386件
総合相談窓口（プランチ）			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
設置数	68か所	67か所	67か所
延べ相談件数	延68,065件	延70,715件	延71,641件

イ 地域包括支援センターの機能の強化

地域包括支援センター職員等研修事業

大阪市独自の研修として、基礎研修・発展研修・管理者研修という研修体系により、各階層に求められる役割と専門的知識を明確にした効果的な研修を実施します。

《 実 績 》

地域包括支援センター職員等研修実施状況		2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
基礎研修		2回	2回	2回
発展研修		1回	2回	3回
管理者研修		3回	2回	2回
全体研修		4回	4回	3回

ウ 地域ケア会議の推進

地域ケア会議

個別ケース検討のための地域ケア会議とケース検討から見えてきた課題のまとめのための地域ケア会議を実施します。

見えてきた課題については、地域包括支援センターから運営協議会に報告することを委託方針とし、地域ネットワークの構築を推進するとともに、課題を取りまとめて地域の課題把握を行い、区で取り組む課題なのか、市で取り組む課題なのかを明らかにしています。

さらに今後は、高齢者等の自立支援に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議の推進に取り組みます。

《 実 績 》

地域ケア会議		2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
開催回数		1,676回	1,717回	1,696回

（3）総合的な相談支援体制の整備

自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人や、既存の相談支援の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人を支援するため、地域における見守り活動体制の強化と、施策横断的な相談支援機関の連携の仕組みづくりに取り組み、これらの相乗効果により「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備」をめざします。

ア 地域における見守り施策の推進

孤立死の防止、大規模災害時の避難支援などに対応するため、要援護者名簿を活用した見守りが大阪市全域において実施されるよう取り組みます。また、「見守り相談室」が地域と連携し、自ら相談できない人を発見するとともに、医療や介護など適切な支援につなげます。

また、認知症高齢者等の行方不明や事故等を防止する仕組みの充実に取り組みます。

「見守り相談室」を中心とした地域における見守り体制の強化

新たな地域の担い手を育成し、見守り体制の強化に努めるとともに、見守り活動の担い手からの相談や、情報交換の場を設けることにより負担を軽減し、活動の強化を図ります。

C S Wによる対応及び体制の強化

同意確認時の訪問段階から要援護者の状況を把握し、専門的な対応が行えるよう C S Wが対応する体制を整備します。

また、支援困難事例に対し適切かつ円滑な対応ができるよう、C S Wのスキルアップに努めます。

認知症高齢者等を見守るための体制の強化

認知症高齢者等の行方不明事案の再発を防止するため、警察と連携して事前登録を勧奨する取組みを進めます。

「見守りシール」等の配付により、早期の身元特定に取り組むとともに、「認知症アプリ」による認知症に関する普及啓発を行うなど、I C Tを活用した取組みも行います。（認知症高齢者等の行方不明時の体制の構築については、P159 「認知症高齢者見守りネットワーク事業」 参照）

イ 複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築

〔 重点的な取組み内容は、
P95 「(4) 複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実」 参照 〕

総合的な相談支援体制の充実事業

複合的な課題を抱えた要援護者に対し、施策横断的な連携の仕組みづくりを進めるため、2017（平成29）年度から区保健福祉センターが中心となり、様々な分野の関係者が参画し支援方針を話し合う「支援調整の場」の開催等を行うモデル事業を実施しています。今後、事業の検証結果を踏まえ、複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築をめざします。

生活困窮者自立支援事業

各区役所内に支援窓口を設置し、経済的な問題をはじめとした多様で複合的な課題を抱える方に対し、相談支援員が対象者の状態に応じた支援プランを作成し、生活困窮者自立支援法に基づくサービスや各種制度、インフォーマルな資源等を活用し、包括的・継続的な相談支援を行うことにより、自立へ向けた支援を行うほか、必要に応じて就労支援、家計相談支援、学習支援等を行います。

〔 地域包括支援センター（再掲）
総合相談窓口（プランチ）（再掲） 〕

2 認知症施策と権利擁護施策

認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、国の「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)に基づき、総合的に認知症施策を推進します。

また、認知症により判断能力の低下した方もそうでない方も等しく地域で自分らしく安心して暮らしていくために、高齢者の心身に深い傷を負わせる重大な権利侵害である高齢者虐待の防止に取り組むとともに、成年後見制度の利用を促進します。

(1) 認知症の方への支援

[重点的な取組み内容は、P103 「(1) 認知症の方への支援」 参照]

ア 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

社会全体で認知症の人を支える基盤として、キャラバン・メイトの養成により認知症サポーターの養成を進めるとともに、ICTの活用による認知症への理解を深めるための普及・啓発等に取り組みます。

キャラバン・メイト養成事業

認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトを計画的に養成し、認知症サポーターの養成を促進します。

ICT活用による認知症理解のための普及・啓発事業

スマートフォン等で利用できる「認知症アプリ」を開発し、認知症の人とその家族、地域の支援機関、認知症サポーターなど多くの人に利用いただくことで、認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発を図ります。

《実績》

キャラバン・メイト養成事業		2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
キャラバン・メイト	養成数	230人	231人	274人
認知症サポーター	養成数	19,211人	21,846人	23,457人
(サポーター養成数 年度末累計)		112,409人	134,255人	157,712人

イ 認知症の容態に応じた適時・適切な医療介護等の提供

早期診断・早期対応を軸として、行動・心理症状(BPSD)や身体合併症等への対応のほか、退院・退所後の居宅生活においても、そのときの容態に応じた適切なサービスが提供される仕組みを構築します。

認知症初期集中支援推進事業

医療・福祉・介護の専門職と医師により構成する認知症初期集中支援チームを各区に設置し、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築します。また、認知症地域支援推進員を各区に配置し、医療機関や介護サービス及び地域包括支援センター等の地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

認知症強化型地域包括支援センター運営事業

認知症高齢者等の急増に対応するため、各区における認知症施策推進の中核となる拠点として、各区1か所の地域包括支援センターを「認知症強化型地域包括支援センター」に位置づけて、地域の認知症の人の発見力・対応力を強化する取組みを進めます。

認知症疾患医療センター運営事業

保健医療・介護関係機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状・身体合併症への対応、専門医療相談等を実施するとともに、保健医療・介護関係者への研修などを行います。

認知症介護実践者等養成事業

新任の介護職員等向けの認知症介護基礎研修を実施するとともに、良質な介護を担う人材を量・質ともに確保していくため、認知症介護実践者研修 認知症介護実践リーダー研修 認知症介護指導者養成研修というステップアップの体系による研修を実施します。

認知症地域医療支援事業

早期発見・早期対応のための体制整備として、地域において高齢者の診療等を行う身近なかかりつけ医を対象にかかりつけ医認知症対応力向上研修を実施するほか、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医の養成を行います。

また、歯科医師等による口腔機能の管理や薬剤師による服薬指導等を通じて認知症の疑いがある人に早期に気付き、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理や服薬指導等を適切に行うことを行います。

また、認知症の人の身体合併症等に対応する急性期病院等における認知症対応力の向上を図るため、病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修を実施するとともに、急性期病院等における行動・心理症状（B P S D）への対応力を高めるため、看護職員認知症対応力向上研修を実施します。

認知症に係る医療と介護の連携等に関し、地域ごとの課題に対応した啓発を行うため、認知症の支援に携わる専門職や地域住民等を対象に認知症等高齢者支援地域連携事業を実施します。

弘済院附属病院「もの忘れ外来」

(P 161 参照)

精神保健福祉相談（医師による）

(P 170 参照)

「4 サービスの充実・利用支援」「(3)介護給付等対象サービスの充実」

(P 179 参照)

《 実 績 》

認知症初期集中支援推進事業			
実施区数	2014(平成26)年度 1 区	2015(平成27)年度 3 区	2016(平成28)年度 24区
認知症疾患医療センター運営事業			
箇所数	2014(平成26)年度 3 か所	2015(平成27)年度 3 か所	2016(平成28)年度 3 か所
認知症介護実践者等養成事業			
認知症介護実践研修			
実践リーダー研修修了者数	30人	29人	29人
実践者研修修了者数	385人	387人	418人
基礎研修修了者数			291人
地域密着型サービス認知症介護研修			
認知症対応型サービス事業開設者研修修了者数	13人	12人	16人
認知症対応型サービス事業者管理者研修修了者数	124人	114人	122人
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者数	81人	61人	77人
認知症介護指導者養成研修修了者数	3人	3人	2人
フォローアップ研修修了者数	2人	1人	1人
認知症地域医療支援事業			
かかりつけ医認知症対応力向上研修（修了者数）			
	101人	106人	144人
認知症地域医療支援研修（受講者数）	248人	185人	123人
認知症サポート医養成研修（修了者数）	7人	7人	7人
認知症サポート医フォローアップ研修（受講者数）	58人	65人	76人
病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修（受講者数）		589人	686人
認知症等高齢者支援地域連携事業（実施区数）	24区	24区	24区

ウ 若年性認知症施策の強化

就労、子育て、家事負担、社会生活における活動の場等、若年性認知症の人の広範な支援のニーズに対して総合的に支援を行うための体制を整備します。

認知症初期集中支援推進事業（認知症地域支援推進員）（再掲）

弘済院附属病院「若年性認知症外来」

（ P 161 参照）

工 認知症の人の介護者への支援

認知症の人の介護者への支援を行うことが認知症の人の生活の質の改善にも繋がるとの観点に立って、介護者の精神的・身体的負担を軽減する観点からの支援や、介護者の生活と介護の両立を支援する取組みを推進します。

認知症緊急ショートステイ事業

認知症の人を介護する家族等の負担を軽減するため、介護者の急病や事故などにより介護することが困難になった場合などにおいて、一時的に認知症の人を介護施設で受け入れます。

認知症カフェ等運営支援事業

認知症の人やその家族が気軽に立ち寄ることができる「集う場」（認知症カフェ等）の運営に対し、広報活動への協力、講師・専門職等の派遣などの支援を行います。

家族介護等支援事業

（ P 193 参照）

《 実 績 》

認知症緊急ショートステイ事業			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
利用者数		24人	50人
利用日数		261日	707日
認知症カフェ等運営支援事業			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
講師派遣件数		1件	19件

オ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

生活の支援（ソフト面）、生活しやすい環境（ハード面）の整備、就労・社会参加支援及び安全確保の観点から、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを推進します。

認知症高齢者見守りネットワーク事業

民間団体や地域住民などの協力を得て、徘徊により行方不明となった認知症高齢者の早期発見・早期保護のための見守りネットワーク体制の構築を進めます。

また、徘徊を伴う認知症高齢者を介護する家族等の負担の軽減を図るため、家族等に対して認知症高齢者の位置情報探索機器（GPS機器）を貸与する徘徊認知症高齢者位

置情報探索事業を実施します。

要援護高齢者緊急一時保護事業

警察等に保護された身元不明の徘徊認知症高齢者を特別養護老人ホーム等で一時的に保護し、要援護高齢者の身体面の安全と精神精神面の安定を確保します。

「(2)権利擁護施策の推進」

(P 162 参照)

「5 住まい・まちづくり」

(P 200 参照)

老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置

親族等からの高齢者虐待を受け、高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合又は認知症などにより意思能力が乏しく、かつ、家族など本人を代理する人がいないような場合等のやむを得ない事由により、介護保険サービスを利用する事が著しく困難な高齢者に対し、その事由が解消し、介護保険法に基づくサービスが受けられるようになるまでの間、必要に応じて老人福祉法に基づき行政権限による措置を実施します。

《 実 績 》

認知症高齢者見守りネットワーク事業			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
登録者数 (各年度末時点)		127人	756人
協力者数 (民生委員)		2,191人	2,434人
協力者数 (企業・団体)		963件	1,450件
要援護高齢者緊急一時保護事業			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
徘徊認知症高齢者	20件	14件	9件
老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
	73人	76人	90人

力 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進

ICT技術を活用した介護保険データ等の収集・分析など、認知症の予防や早期発見に資するための施策に取り組みます。

ICT活用による認知症理解のための普及・啓発事業（再掲）

キ 認知症の人やその家族の視点の重視

認知症施策の企画・立案や評価への認知症の人やその家族の参画など、認知症の人やその家族の視点を重視した取組みを推進します。

ク 大阪市立弘済院における専門的医療・介護の提供

弘済院では、認知症の専門医療機能と専門介護機能の緊密な連携のもと、前頭側頭型認知症等の困難症例への対応を行うとともに、大阪市が指定する認知症疾患医療センターとして、早期診断・治療等、認知症専門医療及び合併症医療の提供を行います。さらに、大阪市立大学医学部等との連携により、学術的な研究に取り組むとともに、特別養護老人ホームとともに新しい認知症介護モデルの構築にも努めています。さらには、相談機能の強化を図りつつ、各区の認知症等高齢者支援ネットワークなどと連携して地域のかかりつけ医からの紹介患者などを積極的に受け入れ、認知症の早期発見、早期治療に寄与するとともに、利用者の在宅生活移行のため、家庭、地域への復帰を促進しています。

今後、認知症施策の必要性が一層高まるなか、弘済院を医療と介護が一体となった新たな拠点として整備し、機能の継承発展を図り、認知症の人やその家族を支援していきます。

弘済院附属病院「もの忘れ外来」

大阪市が指定する認知症疾患医療センターとして、認知症の専門外来である「もの忘れ外来」を設置し専門診療にあたり、認知症の鑑別診断を行い、地域の医療機関や介護福祉施設等と連携して治療を行います。また、非薬物治療としてのグループ回想法などを実践するとともに、合併症を有する症例については、他の診療科との連携のもとで治療を行います。また、2017(平成29)年度より若年性認知症外来を開始しました。

弘済院における公開講座の開催等

認知症の専門医療機能及び専門介護機能を一体的に運営している弘済院では、市立大学医学部との連携を行いながら、高齢者医療に関する市民公開講座やセミナーを開催するなど、認知症に関する種々の情報発信を行います。

研究・研修・情報発信

公立大学法人大阪市立大学医学部等と連携して認知症の原因究明や診断治療法の確立、介護方法の確立に向けた学術的な研究に取り組むとともに、新薬の効果分析や安全性の検証など新薬の治験等の臨床研究にも取り組みます。

医学・看護・福祉系教育機関などの実習生、臨床研修医や看護実習生等の積極的な受け入れや、研修及び講習の実施に努め、人材育成に取り組みます。

《 実 績 》

弘済院附属病院「もの忘れ外来」			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
初診患者数	745人	716人	727人
弘済院における公開講座の開催等			
公開講座	開催回数	4回	3回
	参加者数	471人	205人
ジョイントセミナー	参加者数	191人	246人
研修・研究・情報発信			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
認知症関係研修講師派遣(派遣回数)	48回	52回	49回
認知症関係講演等(講演回数)	6回	5回	6回

（2）権利擁護施策の推進

[重点的な取組み内容は、P111 「（2）権利擁護施策の推進」 参照]

ア 高齢者虐待防止の取組みの充実

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待防止について周知・啓発に努めるとともに、地域の多様な関係者や機関等によるネットワークを構築し、連携して高齢者虐待の防止とその早期対応等を進めます。また、高齢者虐待の発生要因のひとつである家族の介護負担の軽減となる取組みを行います。

高齢者虐待に関する相談・支援

養護者による高齢者虐待については、区保健福祉センターと地域包括支援センターを相談・通報窓口とし、通報受理後、速やかに、安全を確認し、その他当該通報の事実の確認のための措置を講じ、また、養介護施設従事者等による高齢者虐待については、通報を受けた福祉局は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正運営を確保することにより、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、権限を適切に行使します。

高齢者虐待防止連絡会議

市及び各区において関係機関、関係団体が参画する「高齢者虐待防止連絡会議」を開催し、情報の共有化や関係機関相互の連携の強化を図ります。

高齢者虐待に伴う緊急一時保護

養護者の虐待により生命または身体に重大な危険が生じており、緊急に分離が必要な高齢者を、特別養護老人ホーム等で一時的に保護し、高齢者の身体面の安全と精神面の安定を確保します。

《実績》

高齢者虐待に関する相談・支援 (養護者によるもの)			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
相談・通報対応件数	839件	814件	846件
うち虐待と判断した件数	397件	343件	332件
(養介護施設従事者等によるもの)			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
相談・通報対応件数	56件	98件	122件
うち虐待と判断した件数	7件	22件	26件
高齢者虐待防止連絡会議			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
開催回数	大阪市 区	2回 25回	2回 26回
			1回 27回
高齢者虐待に伴う緊急一時保護			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
件数	68件	41件	38件

イ 成年後見制度の利用促進及び日常生活自立支援事業の推進

認知症高齢者等、判断能力が不十分な方の生活を支援する「あんしんさぽーと事業」（日常生活自立支援事業）や、成年後見制度の利用を促進する取組みを行います。

また、2018（平成30）年度から権利擁護の地域連携ネットワークの構築に取り組むこととし、成年後見支援センターを中核機関と位置づけ、地域における連携・対応強化を推進し権利擁護の実現された街づくりをめざします。

あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）

認知症などにより判断能力が不十分な高齢者等に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理・財産保管サービスなどを行います。

成年後見制度にかかる市長審判請求

身寄りがないなど親族等による申立てができるない高齢者等のために、市長が家庭裁判所に対して後見等開始のための審判請求を行います。また、後見等報酬の費用負担が困難な方に対して助成を行います。

成年後見支援センター

関係機関との連携により、成年後見制度の広報や制度に関する専門的な相談に対応するとともに、市民後見人の養成及び活動支援を行います。また、地域連携ネットワークにおける中核機関としての機能を担います。

《 実 績 》

あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）

	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
相談件数	145,363件	153,979件	120,380件
年度未利用件数	3,089件	3,255件	3,373件
うち高齢者	1,961件	2,033件	2,094件

成年後見制度にかかる市長審判請求

	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
市長申立件数	254件	245件	213件
うち高齢者	217件	200件	184件
後見等報酬助成件数	124件	212件	253件
うち高齢者	103件	169件	201件

成年後見支援センター

	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
相談件数	1,419件	1,317件	1,175件
市民後見人バンク登録者	222人	231人	234人
市民後見人受任件数	111件	127件	139件

3 介護予防、健康づくり、生きがいづくり

高齢期をすこやかに過ごすためには、高齢者ができる限り健康を保持し、介護が必要な状態とならないよう生活習慣病対策と介護予防を総合的に推進していく取組みが重要であり、「活動的な85歳」をめざした介護予防・健康づくりを推進していきます。

また、高齢者が、年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく自由に主体的に活動し、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、身近なところで高齢者自らが介護予防活動や地域活動に取り組む機会の提供（きっかけづくり）など、社会参加を通じた生きがいと健康づくり、介護予防のための自主的な活動を支援します。

(1) 介護予防

一般介護予防事業の推進

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進めることができます。そのため、高齢者が可能な限り要介護状態となることを予防し、また、要介護状態になってもその状態をできる限り軽減、または悪化を防止することにより、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、介護や支援が必要な状態の方も含めて、すべての高齢者が安全に参加できる住民主体の体操・運動等の通いの場の立ち上げや継続の取組みを支援するととともに、外出や社会参加を通じた生きがいづくりや介護予防などの取組みを推進します。また、高齢者が、加齢による心身の機能の変化に応じて自分自身の健康に关心を持ち、日頃の生活習慣として主体的に健康づくりや生きがいづくりに取り組めるよう、健康教育や地域における自主グループ活動の支援の取組みを推進します。

重点的な取組み内容は、

P115 「(1) 一般介護予防事業の推進（介護予防・重度化防止の推進）」 参照

「いきいき百歳体操」等の住民主体の体操・運動等の通いの場の充実

介護予防に資する住民主体の通いの場の充実を図ることにより、要介護認定に至らない元気な高齢者を増やすため、「いきいき百歳体操」等の体操・運動などを実施する通いの場に対し、必要物品の貸し出し等やリハビリテーション専門職の派遣による助言・指導等を実施します。

介護予防ポイント事業

高齢者が社会参加や地域貢献活動を通じて自身の介護予防を図ることを積極的に支援するため、65歳以上の高齢者が福祉施設等で介護支援活動を行った場合に、活動実績に応じてポイントを交付し、蓄積したポイントを換金できる事業を実施します。

介護予防把握事業

閉じこもり等何らかの支援が必要な高齢者を早期に把握し、速やかに必要な支援につなげるため、65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない方に対して、区役所や地域包括支援センターで基本チェックリストを実施するとともに、要介護認定の結果「非該当」となった方に要介護状態への移行をできる限り予防するための家庭訪問等を実施します。

介護予防普及啓発事業

介護予防に関する正しい知識の普及と行動変容に向けた具体的で身近な健康に関する情報について、地域の特色を反映させた啓発パンフレット等を作成・配付するとともに、健康講座や健康相談等を開催し、市民の主体的な介護予防への取組みを支援します。

介護予防教室（なにわ元気塾）事業

介護予防に関する正しい知識の普及と創作活動やレクリエーション等を通じた地域での人と人の交流の機会を確保するため、閉じこもりがちや生活機能の低下が認められる高齢者を含め、すべての高齢者が身近な地域で定期的（月1回）に参加できる介護予防に資する通いの場を開催します。

健康づくり展（ひろ）げる講座

介護予防に関する知識や技術を身につけ、自ら介護予防を実践し、地域の介護予防活動のリーダー的存在として活動に関わる方を養成します。

《 実 績 》

「いきいき百歳体操」等の住民主体の体操・運動等の通いの場の充実			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
実施か所数	179 か所	242 か所	328 か所
介護予防ポイント事業			
活動登録者数	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
活動者数		501 人	1,312 人
登録施設・事業所数		127 人	369 人
		191 か所	311 か所
介護予防把握事業			
基本チェックリスト	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
ハイリスク高齢者家庭訪問	実施件数	31,032 件	7,065 件
	訪問人数	1,946 人	2,917 人

介護予防普及啓発事業			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
健康講座	開催回数 受講人数	1,878 回 46,754 人	1,884 回 44,616 人
健康相談	相談延人数	859 人	853 人
リーフレット	作成部数	50,000 部	50,000 部 34,000 部
介護予防教室（なにわ元気塾）事業			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
参加延人数	24,578 人	23,415 人	22,819 人
健康づくり展（ひろ）げる講座			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
参加延人数	4,448 人	3,817 人	4,410 人

(2) 健康づくり

健康寿命の延伸のために、健康増進計画「すこやか大阪21（第2次後期）」に基づき、生活習慣病の予防に向けた取組みを推進します。

また、こころの健康も健康を構成する重要な要素であることから、こころの病気の早期発見・早期治療の促進を図ります。

[重点的な取組み内容は、P119 「(2) 健康づくりの推進」 参照]

ア 生活習慣病の予防

市民が生涯を通じた健康づくりと健康寿命を延ばしていくため、健康づくりの普及啓発等とともに、特定健康診査等の実施や健康に関する正しい知識の普及啓発の取組みを進め、きめ細かな生活習慣病予防対策の充実を図ります。

健康づくり普及啓発

市民の生涯を通じた健康づくりを推進するため、毎年10月を市民健康月間とし、各区において地域の特性を生かした「健康展・健康まつり等」を開催し、健康づくりの3要素である栄養・運動・休養のバランスのとれた健康的な生活習慣の普及啓発を行います。

すこやかパートナー制度

2008（平成20）年度に「すこやかパートナー制度」を創設し、「すこやか大阪21」の趣旨に賛同する団体等に「すこやかパートナー」として登録をいただき、大阪市と団体、企業等が協力して社会全体で市民の健康づくりを応援します。

食生活指導

生活習慣病予防の観点から、高齢者等、ライフステージに応じた「食生活指導」を実施します。

すこやか手帳（健康手帳）

生活習慣病の予防や日常の健康管理に役立ててもらうため、医療の記録、健康診査の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載するすこやか手帳（健康手帳）を交付します。

健康教育

生活習慣病予防や健康に関する正しい知識を多くの市民が身につけ、健康意識を高めてもらうため、医師や保健師などによる講話や健康運動指導士による運動指導などを行う「地域健康講座」など健康教育を実施します。

健康相談

心身の健康に関する様々な悩みや不安等に個別の相談に応じて必要な助言や指導を行う「健康相談」を区保健福祉センターなどで行い、若年期から、壮年期、高齢期を通じた健康づくりの推進に努めます。

健康診査

生活習慣病の疑い又は危険因子のある人を早期発見し、治療に繋げるとともに、健康管理に関する正しい知識の普及を行うため、「大阪市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導」や「大阪市健康診査・保健指導」、胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がんの「各がん検診」、「骨粗しょう症検診」、「歯周病検診」などの健康診査事業を実施します。

訪問指導

療養上の保健指導が必要であると認められる壮年期の人や、健康に不安のある高齢者及び介護家族等に対して、保健師などが各家庭を訪問し、個々人の生活環境に応じた日常生活指導や保健・福祉サービス等の活用方法の助言指導を行う他、栄養状態や口腔状態の改善を図る「訪問指導事業」を実施します。

感染症予防

結核・感染症の予防とまん延防止のため、結核定期健康診断（15歳以上の方：胸部X線検査）・インフルエンザ予防接種（65歳以上の方等）を実施します。

《 実 績 》

健康づくり普及啓発

	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
健康づくり啓発ポスター（掲出、配布数）	2,500枚	2,500枚	2,450枚

すこやかパートナー制度			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
登録団体数	214団体	232団体	239団体
食生活指導			
2014(平成26)年度	22,562人	20,260人	19,437人
個別(参加人数)			
集団(参加人数)	117,839人	118,398人	118,900人
すこやか手帳(健康手帳)			
2014(平成26)年度	7,177冊	6,375冊	6,298冊
交付数			
健康教育			
2014(平成26)年度	1,812回	1,605回	1,375回
開催回数			
参加人数	50,592人	41,801人	34,529人
健康相談			
2014(平成26)年度	405回	392回	446回
開催回数			
参加人数	7,587人	7,381人	9,260人
健康診査			
2014(平成26)年度	96,505人	95,970人	92,854人
大阪市国民健康保険特定健康診査(法定報告数)			
" 特定保健指導	276人	281人	387人
大阪市健康診査	694人	838人	806人
" 保健指導	109人	126人	122人
歯周病検診	814人	778人	704人
骨粗しょう症検診	13,441人	15,411人	16,728人
胃がん検診	29,860人	31,149人	29,249人
大腸がん検診	73,669人	79,647人	65,525人
肺がん検診	44,148人	49,143人	49,103人
子宮頸がん検診	71,074人	52,353人	50,957人
乳がん検診	49,066人	44,979人	44,889人
訪問指導			
2014(平成26)年度	3,192回	2,511回	2,174回
訪問指導			
訪問口腔衛生指導	228回	212回	171回
訪問栄養指導	174回	134回	117回
感染症予防			
2014(平成26)年度	7,761人	5,790人	5,651人
結核定期健康診断			
インフルエンザ予防接種	317,703人	309,831人	320,331人

イ こころの健康

近年高齢者のうつ病を含むうつ病患者が増加していることから、疾病に関する正しい知識を普及するとともに、早期発見・早期治療を推進します。また、自殺はうつ病等の精神疾患との関連性が深いと考えられていますが、その背景には経済問題その他多くの要因があることから、総合的な自殺防止対策に取り組みます。

うつ病家族教室

うつ病患者を支える家族がうつ病に関する正しい知識を学び、病気を理解し、本人への接し方を考える機会とします。また、同じ状況の家族同士が経験を分かち合うために交流し、うつ病家族の自助グループの養成をめざします。

精神保健福祉相談(医師による)

精神科医師による精神保健福祉相談（こころの健康相談から、診療を受けるにあたっての相談、老人性精神疾患など、保健・医療・福祉の広範にわたる相談）を行うとともに、必要により家庭訪問を行います。

ゲートキーパーの養成

地域や職場・学校等で自殺念慮者の自殺のサインに気づき、声を掛け、話を聴き、相談機関や専門機関につなぐ身近な人をゲートキーパーとして養成し、自殺予防に努めます。

自殺未遂者支援事業

自殺未遂者の自殺再企図率は高く、自殺のハイリスク者であることから、警察署と連携し、自殺未遂者に対して相談を実施し、精神科医療機関等必要な専門機関につなぎます。

自死遺族相談

大切な人を自殺で亡くした自死遺族は自殺のハイリスクグループであり、自死遺族に対し相談を実施することにより新たな自殺者を出さないための防止策とします。

《 実 績 》

うつ病家族教室			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
開催回数	22回	16回	15回
参加者数	延122人	延146人	延115人
精神保健福祉相談（医師による）			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
相談件数人員	延188人	延165人	延214人
うち認知症関係	延56人	延88人	延89人
相談件数のうち、65歳以上を計上			
ゲートキーパーの養成			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
研修会開催回数	11回	5回	8回
参加者数	延584人	延286人	延483人
自殺未遂者支援事業			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
相談者数	延338人	延274人	延351人

自死遺族相談

	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
開催回数	27回	39回	36回
相談者数	延 36人	延 57人	延 64人

(3) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者ができる限り健康な状態を維持し、介護や支援が必要な状態にならないようするため、生涯スポーツや生涯学習・文化活動、就労等を通じた生きがいづくりや地域における自主的な活動の支援を行うことにより、高齢者の社会参加を促進する取組みを推進します。

[重点的な取組み内容は、P123 「(3) 高齢者の社会参加と生きがいづくり」 参照]

ア 生涯スポーツの振興

高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、「大阪市スポーツ振興計画」に基づき、生涯にわたってスポーツ・運動を楽しむことができる環境づくりに取り組みます。

地域スポーツセンター

身近に健康づくりやスポーツ、レクリエーションに取り組めるよう、区スポーツセンターで、子どもから高齢者までを対象とした各種スポーツ教室を開催します。

市民レクリエーションセンター

小学校・中学校・高等学校の体育館を主に平日の夜間等に開放し、各種スポーツ教室を開催します。

大阪プール

健康づくり、体力づくりのため、大阪プールで、水泳教室、アイススケート教室を実施します。

中央体育館

体力に自信のある方も、自信がない方も、どなたでも気軽に楽しみながら健康づくりができる各種スポーツ教室を開催します。

障がい者スポーツセンター

障がい者がスポーツを通じて健康の増進、機能の回復や向上を図るとともに、交流を深め、自立と社会参加を促進するためのスポーツ施設です。

大阪市には、2か所の施設（長居障がい者スポーツセンター、舞洲障がい者スポーツ

センター)があり、各種スポーツ教室を開催します。

スポーツ施設の高齢者割引

市営屋外プール、屋内プール、トレーニング場、アイススケート場では、高齢者割引を実施します。

大阪市スポーツボランティア

大阪市が関わる各種大会、スポーツイベント等へボランティアを派遣します。

《 実 績 》

地域スポーツセンター			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
開設数	24施設	24施設	24施設
実施教室	547教室	551教室	548教室
受講者数	延63,317人	延64,553人	延60,218人
市民レクリエーションセンター			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
センター数	30か所	30か所	30か所
実施教室	216教室	216教室	216教室
参加者数	3,767人	4,188人	4,215人
大阪プール			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
教室数	14教室	16教室	17教室
参加者数	延41,972人	延32,578人	延40,094人
中央体育館			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
教室数	21教室	23教室	23教室
参加者数	延14,609人	延16,928人	延14,612人
スポーツ施設の高齢者割引			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
屋外プール	延5,268人	延 6,037人	延 6,521人
屋内プール	延912,135人	延 935,429人	延 928,257人
アイススケート場	延4,221人	延 4,338人	延 4,042人
トレーニング場	延325,294人	延 319,942人	延 324,502人
大阪市スポーツボランティア			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
登録者数	291 人	256 人	236 人
活動者数	延 926 人	延 962 人	延 420 人

イ 生涯学習・文化活動の推進

市民主体の生涯学習の推進などを目的として策定した「生涯学習大阪計画」の内容に基づき、高齢者が生きがいをもって健やかに高齢期を過ごすことができるよう、高齢者に対する学習機会や情報の提供及び学習相談の充実を図ります。

総合生涯学習センター・市民学習センター

「総合生涯学習センター」は、生涯学習推進の中核施設として大阪市の各局、施設と連携し、「市民学習センター」(阿倍野・難波)とともに、多様な学習機会の提供や学習相談、生涯学習に関わるボランティアの研修や助言・相談など、市民の主体的な生涯学習活動を支援します。

高齢者等読書環境整備・読書支援事業

図書館への来館が困難な施設入所者を対象に、高齢者福祉施設へ図書を提供し、図書ボランティアが図書を貸し出したり、朗読や紙芝居等を行います。

市立図書館の大活字本コーナー

高齢者が読みやすい、大きな活字の図書を揃えた「大活字本コーナー」を図書館に設置し、閲覧・貸出しを行います。

折り紙教室等世代間交流事業

図書館で、子どもを対象に折り紙教室等の催しを行い、高齢者を講師に招く等の世代間の交流を図ります。

クラフトパーク

陶芸をはじめ、木工、金工、染色、織物及びガラス工芸等、創作活動を通じて高齢者にとって有意義な時間をつくるとともに、世代間の交流を図ります。

園芸講習会

地域の人々に積極的な緑化の普及啓発を図るために、市内各地へ講師を派遣して家庭園芸などの講習を実施します。

市立文化施設等敬老優待

高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進のため、市内に居住する65歳以上の高齢者を、「ツルのマークのすこやか手帳(健康手帳)」等の提示により、市立文化施設等に無料優待します。

生涯学習ルーム事業

地域の人々が気軽に学べる生涯学習の場として、市内の全ての小学校の特別教室などを活用し、各種の講習・講座の開催や、自主事業としての学習の機会を提供するとともに、学びを通じ、地域で子どもから高齢者までを対象に交流を図ります。

生涯学習インストラクターバンク事業

地域における生涯学習活動の講師として、優れた知識や技能をお持ちの市民をインストラクターバンクに登録し、講師・指導者として紹介します。

《 実 績 》

総合生涯学習センター・市民学習センター			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
利用者数（総 合）	266,703人	284,504人	288,259人
（阿倍野）	225,032人	203,165人	206,129人
（難 波）	206,045人	198,525人	204,726人
高齢者等読書環境整備・読書支援事業			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
実施施設数	27施設	26施設	26施設
貸出件数	303回	294回	294回
貸出冊数	43,561冊	39,968冊	39,397冊
市立図書館の大活字本コーナー			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
冊数（中央図書館）	6,803冊	6,802冊	6,756冊
（地域図書館）	35,239冊	35,968冊	35,378冊
折り紙教室等世代間交流事業			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
地域図書館	45回	52回	64回
参加者数	1,050人	1,153人	1,773人
クラフトパーク			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
利用者数	51,930人	52,499人	52,264人
園芸講習会			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
講習会開催回数	832回	808回	827回
受講者数	延13,749人	延14,094人	延14,832人
生涯学習ルーム事業			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
実施ルーム数	296ルーム	292ルーム	287ルーム
受講者数	延446,014人	延433,038人	集計中
生涯学習インストラクターバンク事業			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
生涯学習インストラクター			
登録者数	112人	107人	521人
平成27（2015）年度以前は高齢者リーダーのみ			

ウ 生きがいづくり支援のための基盤整備

老人福祉センター等では、多様化する高齢者のニーズへの対応を図りつつ、高齢者の生きがいづくりや社会参加を支援し、シルバー人材センターでは就労を通じて社会参加の促進を図っていきます。

老人福祉センター

地域における高齢者の生きがいづくり・社会参加促進の拠点として、地域特性や地域住民のニーズに応じた各種相談や教養講座の実施、レクリエーション機会の提供、老人クラブ活動への援助を行うとともに、高齢者の自主的な活動を支援する機能の充実を図

ります。

地域高齢者活動拠点施設（老人憩の家）

地域において高齢者に対する教養の向上、レクリエーションなどのための場として、小学校区を単位に設置しており、引き続き運営への支援を行います。

老人クラブ

老人クラブの育成を図るため、会員の教養向上、健康増進等地域活動について助成するとともに、多様なニーズに応えうる老人クラブづくりへの支援を進めます。

敬老優待乗車証交付

70歳以上の高齢者に対して、生きがいづくりや社会参加の促進のため、利用者負担（毎年3,000円）を納付することで、地下鉄事業民営化後の地下鉄新会社（大阪市高速電気軌道株式会社）及びバス事業を引継ぐ大阪シティバス株式会社が運営する交通機関を1回乗車あたり50円の負担で利用できる乗車証を交付します。なお、2018（平成30）年7月から、利用者負担（毎年3,000円）を廃止する予定です。

高齢者入浴利用料割引

70歳以上の高齢者に対して、健康増進と孤立感の解消の一助とするため大阪市区域内において対象事業を実施する公衆浴場で、毎月1日・15日（その日が定休日の場合は翌日）に、入浴利用料の割引を実施します。

大阪市シルバー人材センター

定年退職後などに、臨時の、短期的な仕事を希望する60歳以上の高齢者を対象に、就労機会の提供を行います。

本部所在地 城東区関目3-1-14

《 実 績 》

老人福祉センター			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
設置数	26か所	26か所	26か所
利用者数	延890,466人	延894,061人	延937,600人
地域高齢者活動拠点施設（老人憩の家）			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
設置数	383か所	382 か所	382 か所
老人クラブ			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
クラブ数	893クラブ	851クラブ	815クラブ
会員数	62,802人	59,260人	55,332人
敬老優待乗車証交付			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
対象者数	264,163人	245,813人	252,888人

高齢者入浴料割引	2014(平成26)年度 利用者数 延299,208人	2015(平成27)年度 延281,702人	2016(平成28)年度 延252,185人
大阪市シルバー人材センター	2014(平成26)年度 会員数 10,283人 就業者数 延660,768人	2015(平成27)年度 9,575人 延609,964人	2016(平成28)年度 9,653人 延587,158人

(4) ボランティア・NPO等の市民活動支援

ボランティア・NPO等の市民活動支援と協働

市民や地域住民の組織、ボランティア団体、NPOなどが行う市民活動を一層推進するための「大阪市市民活動推進条例」に基づき、情報や学習機会の提供等の支援施策を進めます。

〔 重点的な取組み内容は、
P127 「(4) ボランティア・NPO等の市民活動の支援」 参照 〕

大阪市市民活動総合支援事業

市民活動の活性化に向けて、市民活動にかかる様々な相談への対応、市民活動に役立つ情報の収集・発信、多様な活動主体間の交流の場の設置や各活動主体が有する市民活動に役立つ資源のコーディネートを行います。

大阪市・区ボランティア・市民活動センター／ピューロー

大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会において、福祉ボランティアの相談、登録、需給調整、活動支援、養成講座、交流、広報、福祉教育及びボランティアグループの紹介等を行います。

福祉ボランティアコーディネーション事業

ボランティア活動のコーディネートや広域的な需給調整を行います。

大阪市市民活動推進助成事業

行政だけでなく、市民、市民活動団体、企業がともに市民活動を育していくものとして、区政推進基金（市民活動団体支援型）に積み立てられた市民、企業などからの寄附金を活用し、市民活動団体が行う公益的な事業に対して助成します。

《 実績 》

大阪市市民活動総合支援事業			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
相談件数			331件
情報発信件数			388件
連携取組の成立件数			15件
2016(平成28)年度より実施			
大阪市N P O・ボランティア活動推進支援事業			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
相談件数	2,630件	2,283件	
2016(平成28)年度より大阪市市民活動総合支援事業として実施			
大阪市・区ボランティア・市民活動センター／ピューロー			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
登録グループ数	3,363グループ	3,451グループ	3,585グループ
ボランティア活動登録者数	延37,422人	延35,566人	延39,690人
福祉ボランティアコーディネーション事業			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
対応相談件数	1,810件	1,745件	1,384件
大阪市市民活動推進助成事業			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
助成事業数	4事業	8事業	6事業
大阪市地域貢献活動マッチングシステム			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
システム登録件数	98件	83件	
マッチング件数	200件	92件	
2016(平成28)年度より大阪市市民活動総合支援事業として実施			

4 サービスの充実・利用支援

サービスを必要とするすべての高齢者に必要なサービスが提供され、住み慣れた地域で自立した生活を可能な限り継続できるようにするため、介護保険給付サービスだけでなく、それ以外の生活支援サービスについても充実に努めます。

また、今後、高齢化の進展やひとり暮らし高齢者世帯等の増加により、多様な生活支援ニーズへの対応が必要なことから、介護予防・生活支援サービス事業による多様なサービスの提供に努めるとともに、生活支援体制整備事業による生活支援・介護予防サービスの充実等にも取り組んでいきます。

さらに、これらのサービスが適切に提供されるよう、介護サービスの質の向上と確保を図る取組みを進めます。

一方で、高齢者人口の増加に伴う介護の担い手不足が課題となっていることから、介護サービス等を担う人材の育成・確保に向けた取組みを行います。

また、高齢者やその家族が必要なサービスを主体的に選択できるよう情報提供を行うとともに、文化や生活習慣の違いなどにより、地域において孤立しがちな外国籍の高齢者など支援を要する高齢者に対して、地域の特性や住民ニーズに応じた支援ができるよう取組みを進めます。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

[重点的な取組み内容は、P131 「(1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実」 参照]

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護については、地域支援事業に移行し、2017（平成29）年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」（総合事業）のサービスとして、それぞれ3種類ずつの訪問型サービス、通所型サービスを引き続き実施します。

(2) 生活支援体制の基盤整備の推進

[重点的な取組み内容は、P132 「(2) 生活支援体制の基盤整備の推進」 参照]

生活支援体制整備事業

高齢者の支援ニーズと地域資源の把握や、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、関係者間のネットワークの構築、地域に不足するサービスの創出などの役割を担う生活支援コーディネーターを配置し、多様な事業主体が参画する協議体を設置することにより、情報共有と連携強化を図りながら、生活支援・介護予防サービスの充実に向けた取組みを進めます。

(3) 介護給付等対象サービスの充実

計画目標数値に基づき、要介護者（要支援者）に対する介護保険給付サービスを充実させます。

とりわけ、重度の要介護の方や認知症の方などの増加を踏まえ、このような高齢者の在宅生活を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、小規模多機能型居宅介護などの整備を進めています。

ア 居宅（介護予防）サービス

要介護（要支援）認定において、要支援または要介護と認定されて在宅の介護を必要とする人には、訪問介護や通所介護等の居宅（介護予防）サービスを提供します。

訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問し、介護や家事の援助を行います。

訪問入浴介護

移動入浴車等で訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

訪問看護

医師の指示に基づいて看護師などが自宅を訪問し、療養上のお世話、診療の補助を行います。

訪問リハビリテーション

医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士が自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどで入浴や食事の提供、機能訓練等を日帰りで行います。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設、病院等でリハビリテーションなどを日帰りで行います。

短期入所生活介護（福祉施設でのショートステイ）

特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の日常生活上の世話と機能訓練を行います。

短期入所療養介護（医療施設でのショートステイ）

介護老人保健施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療と日常生活上の世話を行います。

特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなどにおける介護）

有料老人ホーム、ケアハウス等が特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けて、入居者が施設で能力に応じた生活が出来るように、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練・療養上の世話を行います。

福祉用具の貸与

日常生活の自立を助けたり、介護の負担を軽くしたりするための車いすや特殊寝台等の福祉用具を利用できるよう貸与を行います。

福祉用具購入費の支給

入浴やトイレのときに使う、腰掛便座や入浴補助用具等の福祉用具の購入費を支給します。

住宅改修費の支給

介護保険制度において日常生活の自立を助けたり、介護をしやすい生活環境を整えるための手すりの取付け、床段差の解消、滑り止め等のための床材変更、引き戸などへの扉の取り替え及び洋式便器等への取替工事等の簡易な住宅改修について、改修費を支給します。

居宅介護支援（介護予防支援）

介護（予防）サービスの内容を本人、家族等と相談して、サービスを適切に利用できるように居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

《 実績 》

訪問介護（ホームヘルプサービス）			
サービス量	2014(平成26)年度 257,560回／週	2015(平成27)年度 275,583回／週	2016(平成28)年度 293,734回／週
介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）			
サービス量	2014(平成26)年度 23,613人／月	2015(平成27)年度 24,252人／月	2016(平成28)年度 24,229人／月
訪問入浴介護			
サービス量	2014(平成26)年度 1,823回／週	2015(平成27)年度 1,802回／週	2016(平成28)年度 1,829回／週
介護予防訪問入浴介護			
サービス量	2014(平成26)年度 9回／週	2015(平成27)年度 7回／週	2016(平成28)年度 4回／週
訪問看護			
サービス量	2014(平成26)年度 21,131回／週	2015(平成27)年度 24,027回／週	2016(平成28)年度 27,293回／週
介護予防訪問看護			
サービス量	2014(平成26)年度 2,175回／週	2015(平成27)年度 2,780回／週	2016(平成28)年度 3,339回／週
訪問リハビリテーション			
サービス量	2014(平成26)年度 5,796回／週	2015(平成27)年度 6,167回／週	2016(平成28)年度 6,407回／週
介護予防訪問リハビリテーション			
サービス量	2014(平成26)年度 628回／週	2015(平成27)年度 691回／週	2016(平成28)年度 759回／週
居宅療養管理指導			
サービス量	2014(平成26)年度 17,461人／月	2015(平成27)年度 18,979人／月	2016(平成28)年度 20,881人／月
介護予防居宅療養管理指導			
サービス量	2014(平成26)年度 1,238人／月	2015(平成27)年度 1,386人／月	2016(平成28)年度 1,552人／月
通所介護（デイサービス）			
サービス量	2014(平成26)年度 56,852回／週	2015(平成27)年度 61,834回／週	2016(平成28)年度 44,360回／週
介護予防通所介護（デイサービス）			
サービス量	2014(平成26)年度 10,911人／月	2015(平成27)年度 12,523人／月	2016(平成28)年度 13,414人／月
通所リハビリテーション（デイケア）			
サービス量	2014(平成26)年度 14,992回／週	2015(平成27)年度 15,371回／週	2016(平成28)年度 15,458回／週
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）			
サービス量	2014(平成26)年度 1,642人／月	2015(平成27)年度 1,886人／月	2016(平成28)年度 2,220人／月

短期入所生活介護（福祉施設でのショートステイ）	2014(平成26)年度 サービス量	39,802日／月	2015(平成27)年度 40,566日／月	2016(平成28)年度 43,251日／月
介護予防短期入所生活介護（福祉施設でのショートステイ）	2014(平成26)年度 サービス量	220日／月	2015(平成27)年度 244日／月	2016(平成28)年度 259日／月
短期入所療養介護（医療施設でのショートステイ）	2014(平成26)年度 サービス量	6,030日／月	2015(平成27)年度 6,466日／月	2016(平成28)年度 6,818日／月
介護予防短期入所療養介護（医療施設でのショートステイ）	2014(平成26)年度 サービス量	65日／月	2015(平成27)年度 69日／月	2016(平成28)年度 63日／月
特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなどにおける介護）	2014(平成26)年度 サービス量	3,920人／月	2015(平成27)年度 4,217人／月	2016(平成28)年度 4,507人／月
介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなどにおける介護）	2014(平成26)年度 サービス量	629人／月	2015(平成27)年度 735人／月	2016(平成28)年度 847人／月
福祉用具の貸与	2014(平成26)年度 サービス量	40,891人／月	2015(平成27)年度 42,948人／月	2016(平成28)年度 45,510人／月
介護予防福祉用具の貸与	2014(平成26)年度 サービス量	10,544人／月	2015(平成27)年度 12,221人／月	2016(平成28)年度 13,768人／月
福祉用具購入費の支給	2014(平成26)年度 サービス量	9,325人／年	2015(平成27)年度 8,751人／年	2016(平成28)年度 8,531人／年
介護予防福祉用具購入費の支給	2014(平成26)年度 サービス量	4,299人／年	2015(平成27)年度 4,265人／年	2016(平成28)年度 3,997人／年
住宅改修費の支給	2014(平成26)年度 サービス量	6,608人／年	2015(平成27)年度 6,252人／年	2016(平成28)年度 6,113人／年
介護予防住宅改修費の支給	2014(平成26)年度 サービス量	4,950人／年	2015(平成27)年度 5,006人／年	2016(平成28)年度 4,910人／年
居宅介護支援	2014(平成26)年度 サービス量	60,608人／月	2015(平成27)年度 62,383人／月	2016(平成28)年度 64,831人／月
介護予防支援	2014(平成26)年度 サービス量	33,171人／月	2015(平成27)年度 35,459人／月	2016(平成28)年度 37,136人／月

イ 地域密着型サービス

高齢者が認知症になっても、重度な要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、身近なところでサービスを提供する「地域密着

型サービス」の事業者の参入促進に取り組みます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

24時間安心して居宅での生活が送れるよう、介護職員と看護職員が日中・夜間を通じて、定期の巡回訪問と随時対応を行います。

夜間対応型訪問介護

24時間安心して居宅での生活が送れるよう、夜間の巡回や通報システムにより対応する訪問介護を行います。

地域密着型通所介護（定員18人以下のデイサービスセンターなど）

デイサービスセンターなどで入浴や食事の提供、機能訓練等を日帰りで行います。

小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、訪問や泊まりの介護サービスを組み合わせて提供します。

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症のため介護を必要とする方に、共同生活住居（5～9人）において日常生活上の世話などを行います。

地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下の介護専用型有料老人ホーム等）

有料老人ホーム、ケアハウス等が地域密着型特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けて、入居者が施設で能力に応じた生活が出来るように入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話を行います。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29人以下の特別養護老人ホーム）

入所者に対して、介護職員等が、食事、入浴をはじめとした日常生活上の世話や機能訓練、健康管理等を行います。

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

医療ニーズの高い要介護の方に対して、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせてサービスを提供します。

《 実績 》

<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u>			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
サービス量	249人／月	371人／月	431人／月
<u>夜間対応型訪問介護</u>			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
サービス量	163人／月	160人／月	147人／月

地域密着型通所介護	2014(平成26)年度 サービス量	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
			23,150回／週
認知症対応型通所介護	2014(平成26)年度 サービス量	2015(平成27)年度 2,614回／週	2016(平成28)年度 2,644回／週
介護予防認知症対応型通所介護	2014(平成26)年度 サービス量	2015(平成27)年度 15回／週	2016(平成28)年度 16回／週
小規模多機能型居宅介護	2014(平成26)年度 サービス量	2015(平成27)年度 706人／月	2016(平成28)年度 788人／月
介護予防小規模多機能型居宅介護	2014(平成26)年度 サービス量	2015(平成27)年度 97人／月	2016(平成28)年度 102人／月
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	2014(平成26)年度 サービス量	2015(平成27)年度 3,076人／月	2016(平成28)年度 3,328人／月
介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	2014(平成26)年度 サービス量	2015(平成27)年度 9人／月	2016(平成28)年度 8人／月
地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下の介護専用型有料老人ホーム等）	2014(平成26)年度 サービス量	2015(平成27)年度 95人／月	2016(平成28)年度 114人／月
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29人以下の特別養護老人ホーム）	2014(平成26)年度 サービス量	2015(平成27)年度 120人／月	2016(平成28)年度 145人／月
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	2014(平成26)年度 サービス量	2015(平成27)年度 83人／月	2016(平成28)年度 133人／月

〈(4) 介護サービスの質の向上と確保〉

高齢者が、自分らしく安心して暮らしていくため、介護サービスの質の向上と確保を図る取組みを行います。

ア 介護サービス情報の公表と福祉サービスの評価

利用者が適切な事業者を選択できるよう、大阪市では、ホームページを通じて介護サービス事業者情報を公表します。

認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護については、外部評価結果を開します。

イ 介護サービスの適正化

大阪市では、高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するため、介護給付の適正化に取り組みます。

引き続き、「要介護（要支援）認定の適正化」、「住宅改修等の点検」、「福祉用具購入・貸与調査」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「ケアプランの点検」、「介護給付費通知」を柱としつつ、これまでの実績を踏まえ、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの毎年度ごとの目標数値及び実施内容を具体的に設定し、介護給付の適正化をより一層推進します。

また、悪質な事例や不正請求に対しては、監査による調査を行い、必要に応じ、指定取消等の行政処分や給付費の返還請求を行うなど、厳正に対処します。

要介護（要支援）認定の適正化

認定調査について、都道府県の指定を受けた指定市町村事務受託法人に委託して実施するとともに、認定審査会前の各資料（基本調査、特記事項、主治医意見書）間の内容について、不整合の有無を確認します。

一次判定から二次判定の軽重度変更率の合議体間の差等について分析を行い、また、認定調査項目別の選択状況について、全国の保険者と比較した分析等を行い、要介護認定調査の平準化に向けた取組みを実施します。

また、認定調査員及び介護認定審査会委員に対して研修を実施し、適正な認定に努めます。

介護保険住宅改修費適正給付事業

住宅改修費の事前申請時には、「住宅改修施工計画書」「改修を必要とする理由書」等により工事内容や必要性を審査し、疑義がある場合は、利用者やケアマネジャー等に工事内容や必要性について確認を行います。改修工事施工後については、一定件数を抽出し、建築士の資格を有する調査員により、現地にて工事内容の確認・調査を行い、事前申請どおりに施工されていない場合は改善指導を行う等、適正な保険給付に努めます。

福祉用具購入・貸与調査

介護保険サービスにおける福祉用具の購入については、住宅改修との整合性に留意しながら、福祉用具購入申請書等の審査を行います。また、軽度者の福祉用具貸与については、「福祉用具貸与理由書」による確認を行うことにより、適正な給付に努めます。

介護給付費支払実績点検（縦覧点検）

国保連合会に業務を委託し、受給者ごとに複数月の明細書の算定回数や事業者間等の給付の整合性を確認するために縦覧チェック一覧表をもとに給付状況等を確認したうえで、請求の誤りが判明した場合には返還を求めるとともに、国保連合会で給付状況等が確認できない場合には大阪市に報告があり、大阪市から各事業者に照会を行い、請求の誤りがあれば返還を求めます。

ケアプランチェック（適正給付）

国保連合会の給付適正化システムからの情報により、事業所を選定し、近年増加が顕著なサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居者に対してケアプラン（居宅サービス計画）を作成する割合の高い事業所を含め、直接訪問のうえ、ケアプランが「利用者の自由な選択を阻害していないか」「真に必要なサービスが適切に位置づけられているか」をケアマネジャー（介護支援専門員）とともに確認検証しながら、ケアマネジャーの「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組みの支援をめざして点検・指導を行い、請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。

給付費通知の送付

介護保険サービス利用者に、各月の給付内容を通知します。

これにより、被保険者が利用したサービス内容の確認や、支払った費用について容易に確認できるようになるとともに、サービスを伴わない介護報酬への請求に気付くことができます。

介護給付と医療給付との支払実績突合点検（医療情報との突合）

国保連合会に業務を委託し、国保連合会から保険者に対して提供される介護給付情報と医療給付情報の突合結果をもとに、給付状況等を確認したうえで、疑義がある内容について、各事業者へ照会を行い、重複請求等請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。

給付実績の活用

国保連合会から配信される給付実績等の情報を活用して、不適正・不正な給付がないか確認し、疑義がある内容については、事業者へ照会を行い、請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。

《実績及び数値目標》

介護保険住宅改修費適正給付事業			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
調査件数	851件	820件	836件
うち、適正	818件	769件	753件
要注意	12件	1件	24件
改善指導	21件	50件	59件
数値目標			
2017(平成29)年度（見込）	850件	888件	914件
2020(平成32)年度			
			941件
福祉用具購入・貸与調査			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
調査件数	12,528件	13,079件	12,338件
数値目標			
2017(平成29)年度（見込）	13,731件	14,135件	14,551件
2020(平成32)年度			
			14,979件

介護給付費支払実績点検（縦覧点検）			
2014(平成26)年度 点検件数（国保連委託）	1,873件	2015(平成27)年度 1,323件	2016(平成28)年度 1,802件
数値目標			
2017(平成29)年度（見込） 1,856件	2018(平成30)年度 1,912件	2019(平成31)年度 1,969件	2020(平成32)年度 2,028件
ケアプランチェック（適正給付）			
2014(平成26)年度 訪問事業所数	69件	2015(平成27)年度 102件	2016(平成28)年度 156件
数値目標			
2017(平成29)年度（見込） 161件	2018(平成30)年度 166件	2019(平成31)年度 171件	2020(平成32)年度 176件
給付費通知の送付			
2014(平成26)年度 送付件数	125,172件	2015(平成27)年度 130,540件	2016(平成28)年度 135,649件
数値目標			
2017(平成29)年度（見込） 140,234件	2018(平成30)年度 149,760件	2019(平成31)年度 154,163件	2020(平成32)年度 158,695件
介護給付と医療給付との支払実績突合点検（医療情報との突合）			
2014(平成26)年度 照会件数	4,488件	2015(平成27)年度 4,558件	2016(平成28)年度 6,228件
数値目標			
2017(平成29)年度（見込） 6,415件	2018(平成30)年度 6,607件	2019(平成31)年度 6,805件	2020(平成32)年度 7,009件

ウ 介護サービス事業者への指導・助言

介護サービスの質の向上を図るため、介護サービス事業者に対する指導・助言に取り組みます。

介護サービス事業者の指定・指導

2011（平成23）年の介護保険法の一部改正に伴う大都市特例により、大阪府が実施している指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設等及び指定介護予防サービス事業者の指定及び指導監督権限が2012（平成24）年度から大阪市に移譲されました。

大阪市は、保険者の立場に加えて、居宅・施設サービス及び地域密着型サービスなど介護サービス全般についての指定・指導監督権限を有することから、これらの権限をもって介護事業に対する指定を適切かつ迅速に行います。

介護給付費通知を受け取った受給者等からの苦情も含め、苦情・告発等により提供された情報等に基づき、対象となる個々の事業者に対する指導や不正請求等に対する監査を実施するとともに、積極的に適正化システムの情報を活用し、保険者における効率的な指導監督体制の更なる充実を図ります。

そのために、2017（平成29）年度より進めている実地指導の一部委託化を推進し、実地指導の実施率の向上を図るとともに、市職員が虐待や不正請求等の重要案件に一

層、重点的に取り組めるようにしていきます。

また、いわゆる高齢者向け賃貸住宅に介護サービスの必要な人を住まわせ、過剰または不適切な介護サービスを行うケースに対応するために、一つの住所において多くの利用者に介護保険のサービスを提供している訪問介護事業者や居宅介護支援事業者の状況を国民保健連合会のデータ等を活用して把握し、重点的な指導を行っていきます。

今後とも、利用者への安全で適正な介護サービス提供が図られるよう、事業者への集団指導や個別の実地指導・監査の強化にも取り組み、大阪府・府内各市町村と連携しながら、介護保険事業の円滑な運用に努めます。

《 実 績 》

事業者の指定			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
指定件数	613件	624件	620件
(うち介護予防)	(480件)	(467件)	(403件)
件数は、事業者数。()内は、そのうち介護予防も併せて指定している件数。			
事業者の指導			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
実地指導件数	1,529件	1,583件	1,623件
件数は、事業所数			

エ 介護支援専門員の質の向上

介護支援専門員の資質・専門性の向上のために体系化された研修を各都道府県で実施しています。大阪市においては、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成するケアプランに対し、利用者の自立を促し介護状態等利用者ニーズにそって作成されているかを点検指導し、地域の介護支援専門員のケアプラン作成における問題点や課題を洗い出し、検証し、その内容を介護支援専門員へ研修により周知することで、区内全体の居宅介護支援事業所に適正なケアプラン作成の意識改善を図り(ケアマネスキルアップ事業)、介護支援専門員の資質向上をめざします。

また、地域包括支援センターには、主任介護支援専門員を配置し、地域の介護支援専門員に対する日常的個別相談や支援困難事例等への対応を行い、地域でのケアマネジャーのネットワークの構築に取組み、各区の居宅支援事業者連絡会などを通じ、介護支援専門員と医療関係者との連携を図りつつ、包括的・継続的マネジメント事業を展開しています。

オ 公平・公正な要介護（要支援）認定

要介護（要支援）認定の基礎となる認定調査が公平・公正に行われるよう都道府県の指定を受けた指定市町村事務受託法人に認定調査業務を委託して実施するとともに、介護認定審査会において全国一律の基準により審査・判定します。

公平・公正な要介護（要支援）認定調査

都道府県の指定を受けた指定市町村事務受託法人に認定調査業務を委託し、公平・公正な認定調査を実施します。

保健師の同行訪問

要介護（要支援）認定調査の実施にあたり、難病や認知症などにより専門的判断を行う必要がある場合は区保健福祉センターの保健師が同行します。

介添事業

認定調査の実施にあたり、不安を抱く人、聴覚障がい等により意思疎通が難しい人に介添人や手話通訳者等を派遣します。

介護認定審査会

各区に認定審査を行う合議体を設置し、保健・医療・福祉の専門家などが認定調査の結果と主治医意見書をもとに、どの程度の介護が必要かを全国一律の基準により審査・判定します。

認定調査員に対する研修の実施

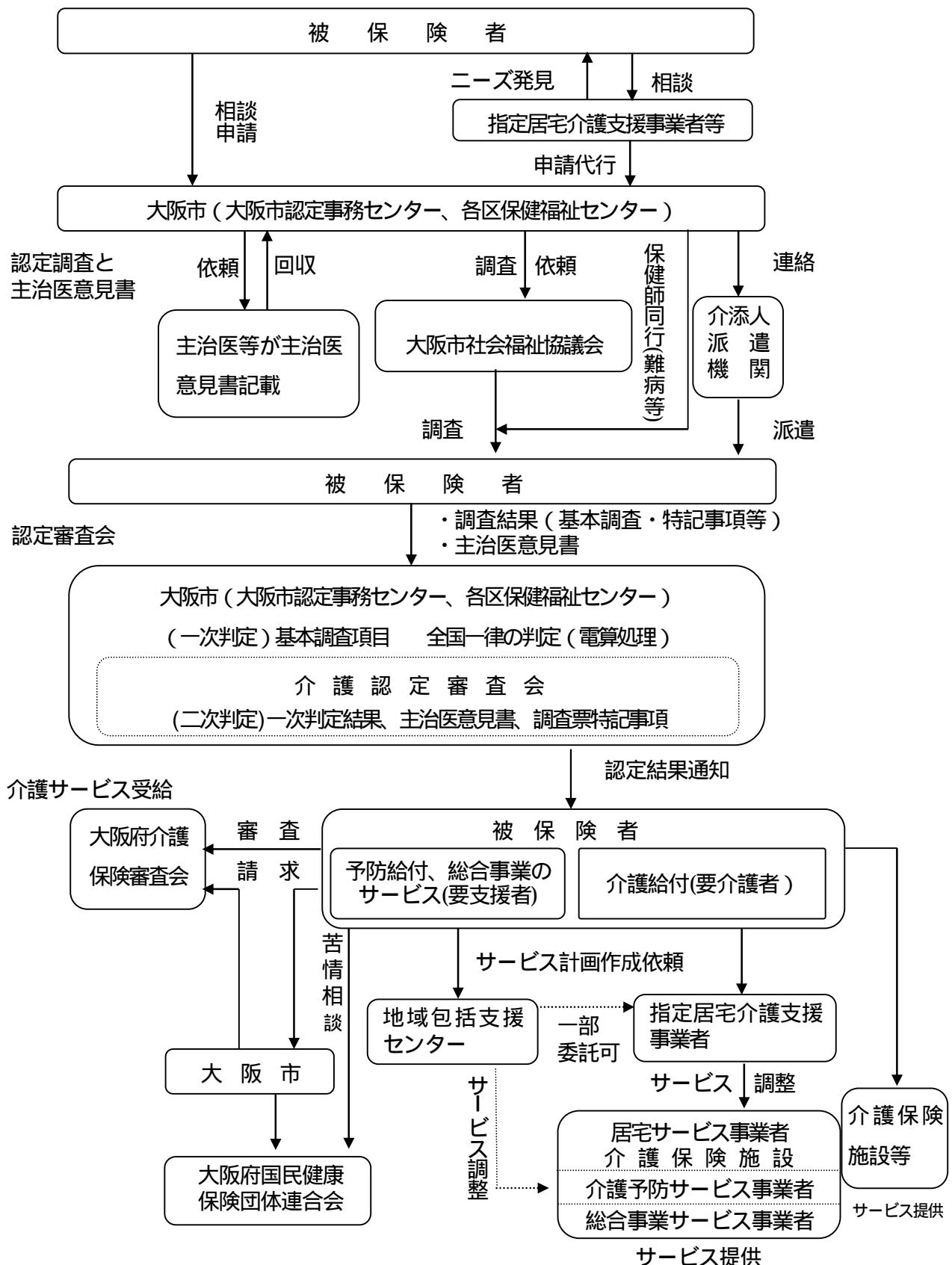
全国一律の基準により公平・公正な認定調査を行うために、認定調査員に対して、継続的に研修を実施し、資質の向上を図ります。

《 実 績 》

公平・公正な要介護（要支援）認定調査			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
件数	162,950件	167,224件	175,664件
保健師の同行訪問			
件数	173件	169件	232件
介添事業			
手話通訳派遣回数	98回	105回	132回
外国語通訳派遣回数	30回	30回	54回
介添人派遣回数			
介護認定審査会			
合議体数	215合議体	216合議体	216合議体
委員数	1,166人	1,169人	1,170人
審査会開催数	4,726回	4,834回	4,957回
審査判定件数	165,253件	169,628件	172,936件
調査員に対する研修の実施			
現任研修回数	1回	1回	1回

【要介護（要支援）認定の流れ】

申請・相談から受付



カ 介護サービスの苦情相談

介護保険制度全般への相談や苦情は、区保健福祉センターにおいて、迅速に対応するとともに、介護保険サービスの内容に関して当事者間で問題が発生した場合は、おおさか介護サービス相談センターにおいて利用者・事業者から中立的な立場で迅速に問題を解決し、介護保険サービスの質の向上を図ります。また、介護保険サービスへの相談や苦情は大阪府国民健康保険団体連合会においても対応することとなっています。

おおさか介護サービス相談センター

介護保険サービスについての相談や苦情を受け付け、一般相談のほか、保健・医療・福祉及び法律等の専門家による専門相談を行い、利用者・事業者から中立的な立場で、あっせん・調停などにより迅速な問題の解決を行います。

所在地 天王寺区東高津町 12 - 10 (大阪市立社会福祉センター)

《 実績 》

介護保険制度における苦情相談			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
大阪市(区役所・局)	340件	215件	212件
おおさか介護サービス相談センター			
相談件数	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
	5,511件	4,187件	6,523件

キ 地域共生型サービス

高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけ、介護保険事業所と障がい福祉サービス事業所が相互の指定を受けやすくする特例を設けます。

(5) 在宅支援のための福祉サービスの充実

大阪市は、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯(ひとり暮らし高齢者等)が多く、要介護・要支援状態でない高齢者であっても在宅で生活するには何らかの支援を必要とする場合も少なくありません。

すべての高齢者が、住み慣れた地域で自立した日常生活を可能な限り継続できるよう介護保険サービス以外の生活支援サービスを提供します。

ア 在宅福祉サービス

ひとり暮らし高齢者等を対象とした在宅福祉サービスを提供します。

生活支援型食事サービス

心身の機能低下等により食事の確保が困難なひとり暮らし高齢者等に対して、栄養のバランスの取れた食事を配達する機会を通じて利用者の安否を確認し、異常があった場合は、関係機関へ連絡します。

日常生活用具の給付

自宅に適当な用具を有しないひとり暮らし高齢者等に対して、自動消火器、火災警報器、電磁調理器、高齢者用電話の給付を行います。

寝具洗濯乾燥消毒サービス

寝具類の衛生管理が困難な 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等で、要支援または要介護の方に対して、寝具の洗濯乾燥消毒サービスを実施します。

ごみの持ち出しサービス（ふれあい収集）

ひとり暮らしの高齢者や高齢者ののみの世帯等で、ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に、利用者等からの申し出により、家庭までごみの収集に伺うサービスを行います。また、ふれあい収集の際に、声をかけても返事がない、ごみが出されていない場合などは、希望によりあらかじめ登録している連絡先に環境事業センターから通報するサービスを行います。

緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急通報装置及びペンダント型送信機を貸与し、急病などの緊急時や体調に不安があるときに通報ボタンを押すことにより、受信センターに通報され、看護師等が協力者への駆けつけ依頼や救急車の要請、健康面でのアドバイスなどの対応を行います。

《 実 績 》

生活支援型食事サービス			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
実施か所数	44 か所	39 か所	40 か所
食数	延 1,026,552 食	延 1,058,016 食	延 1,121,081 食
日常生活用具の給付			
利用件数	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
自動消火器	23件	26件	19件
火災警報器 (一般型)	12件	7 件	
(連動型)	12件	8 件	6 件
電磁調理器	392件	328件	305件
高齢者用電話	131台	120台	106台
寝具洗濯乾燥消毒サービス			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
洗濯利用枚数	延2,686枚	延3,097枚	延1,968枚

ごみの持ち出しサービス（ふれあい収集）			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
普通ごみ等	9,777世帯	9,514世帯	9,573世帯
常時登録実施世帯数			
粗大ごみ等	6,985世帯	6,270世帯	5,967世帯
随時実施世帯数			

緊急通報システム			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
稼働件数	延15,563件	延14,759件	延13,863件
緊急通報受信件数	3,484件	4,141件	2,349件

イ その他の支援

高齢者を介護している家族を支援します。

介護用品の支給

要介護度4・5相当の高齢者を在宅で介護する家族の負担軽減のため、紙おむつなどの介護用品を支給します。

家族介護等支援事業

介護をする高齢者を在宅で介護している家族を支援するため、施設見学会等を活用した在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会の提供等を通じて家族介護者の介護負担の軽減及び心身のリフレッシュを図り、家族介護者及び地域住民に対し、適切な介護知識・技術・各種サービスの利用方法及び認知症の理解を深めるとともに、当事者組織の育成・支援を図ります。

家族介護慰労金

介護をする在宅の高齢者を介護保険サービスを利用せずに介護している家族の方の苦労を慰労するとともに、介護保険制度の利用促進を図ることを目的とし、慰労金を支給します。

認知症高齢者見守りネットワーク事業

(P 159 参照)

要援護高齢者緊急一時保護事業

(P 160 参照)

《 実 績 》

介護用品の支給			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
介護用品給付者数	2,682人	2,588人	2,536人

家族介護等支援事業			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
参加者数	13,326人	14,947人	13,242人

家族介護慰労金 支給実績	2014(平成26)年度 20人	2015(平成27)年度 10人	2016(平成28)年度 12人
-----------------	---------------------	---------------------	---------------------

(6) 福祉人材の確保等

福祉人材養成等の取組み

福祉人材の確保については、2007（平成19）年8月に厚生労働省により示された新人材確保指針（「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」）における地方公共団体が担うべき役割を踏まえつつ、多様化する福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を養成・確保できるよう取り組みます。

人材の養成にあたっては、研修等の実施により介護サービス事業などの従事者の資質向上に取り組みます。

具体的には、大阪市社会福祉研修・情報センターにおける福祉人材の養成等に引き続き取り組むとともに、今後、福祉専門職や、福祉・介護サービス事業者への支援を充実させることにより、福祉専門職の養成・確保を進めます。

また、近年の少子高齢化の急速な進展を踏まえ、福祉の心を育成し、地域福祉の担い手として将来につないでいくために、大阪市では中学生向けの「ふくし読本」等を活用した福祉教育を実施してきました。今後は、子どもの頃から福祉に親しみ、地域福祉に关心を持つことができるよう、小学生向けの福祉教材や教員の指導用副教材を作成して市内全校に配布し、福祉について学ぶ機会を設けるなど、福祉に関する理解促進やイメージアップに向けて、中長期的視点を持って取り組むことによって、福祉の仕事の魅力を伝え、将来の職業選択へつなげるよう、計画的に取り組んでいきます。

また、軽度の要支援者等に対する生活援助サービス従事者を養成する「生活援助サービス従事者研修」を実施し、従事者の増加を図ります。

介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や処遇の改善に向けて、大阪市としても、介護職員処遇改善加算の取得促進に引き続き取り組みます。

大阪市社会福祉研修・情報センターにおける福祉人材の養成

地域福祉の推進を目的として、体系的な研修を企画・実施するなど、社会福祉分野の担い手を幅広く育成しています。市民やボランティアが、日常の家族介護等で必要な介護技術を学べるよう介護実習講座等を実施し、また、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、認知症介護の実務者や介護サービス事業の管理者に対して、認知症介護研修を実施します。

(公立大学法人大阪市立大学における人材育成)

公立大学法人大阪市立大学では、医学部においては、資質の高い医師を、大学院の医学研究科においては、学問の高度化と学際領域の発展に対応できる高度な研究者を、医学部看護学科においては、医療の高度化・専門化に対処できる資質の高い看護職者の養成を、大学院の看護学研究科においては、高度な看護実践者並びに教育者・研究者の育成が行われています。生活科学部においては、ケアマネジメントの能力を有する資質の高い人材として社会福祉士などのソーシャルワーカーを育成し、また管理栄養士の養成も行っています。大学院の生活科学研究科においては、総合福祉・心理臨床科学講座を設置して、高度専門職である臨床心理士などを育成し、超高齢社会に対応できる対人専門職の指導者の育成を行っています。

福祉教材を活用した福祉教育の推進

福祉教材を活用した福祉教育を進め、福祉のイメージアップと正しい理解の促進に取り組みます。

《 実績 》

大阪市社会福祉研修・情報センターにおける福祉人材の養成		
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度
研修室使用件数	1,448件	1,059件
研修等参加人数	延8,092人	延7,316人
図書資料貸出件数	3,063件	3,243件

「ふくし読本」等の活用		
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度
活用件数	19,805冊	18,402冊

〈 7) 効果的な情報提供・啓発 〉

必要なサービスを高齢者が主体的に選択するために、介護保険給付サービスをはじめ、保健、医療、福祉、就労、学習、住宅及び生活環境等、様々な分野にわたる多様な情報の効果的な提供に向けた取組みの充実を図ります。

ア 多様な情報の提供

高齢者に対する保健・福祉に関する制度・施策などの情報については毎月発行する区の広報紙や大阪市ホームページ等を活用し必要な広報を行っている他、大阪市社会福祉研修・情報センターでは、高齢者に限らず広く社会福祉に関することや様々な取組みについてホームページや情報誌「ウェルおおさか」によって総合的に情報提供を行います。

非識字の高齢者やその家族に対する利用しやすい方法での情報提供やコミュニケーションに障がいのある高齢者への点字による情報提供など個々の障がいの状況に適した情報提供を行います。

「大阪市高齢者施策のあらまし」の作成

大阪市の高齢者施策の内容についてわかりやすく説明した冊子を作成します。

「高齢者在宅福祉サービス一覧」の作成

大阪市の在宅福祉サービス事業に対する理解を深めていただくため、市民周知に努めます。

生活ガイドブック「くらしの便利帳」に高齢者のための情報を掲載し配布

2年に1回、「くらしの便利帳」を発行し、転入者や希望者に区役所窓口で配布します。

パンフレット等による介護保険制度全般についての情報提供

介護保険制度全般に関して、各種広報媒体、ホームページの活用や、市民向けのパンフレットを作成するなど、広く市民にわかりやすく情報が伝わるように努めます。

大阪市消費者センターにおける消費生活相談員による相談事業及び情報提供・啓発

高齢者をはじめとするすべての消費者に、講座などによる消費者教育・啓発を行い、また、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じ、苦情の処理のためのあっせんなどを行います。

A T C エイジレスセンター事業

福祉機器や介護機器用品の展示・紹介コーナーを設置するとともに、アクティビティア指向各種イベント・セミナーを開催することで集客を図り、福祉関連産業の育成・振興に努めます。

所在地 住之江区南港北2-1-10 A T C I T M 棟 11階

《 実 績 》

「大阪市高齢者施策のあらまし」の作成			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
作成部数	18,000部	18,000部	18,000部
「高齢者在宅福祉サービス一覧」の作成			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
作成部数	60,000部	60,000部	60,000部
生活ガイドブック「くらしの便利帳」に高齢者のための情報を掲載（隔年作成）			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
作成部数		360,000部	
介護保険制度の市民向けのパンフレットの作成			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
日本語版	147,575部	148,575部	148,000部
点字版	325部	325部	325部
大阪市消費者センターにおける消費生活相談員による相談事業及び情報提供・啓発			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
相談件数	22,996件	23,172件	22,312件

A T C エイジレスセンター事業

	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
来場者数	193,893人	196,906人	172,246人

イ 外国籍の高齢者などに対する情報提供

外国籍の高齢者が、高齢者に対する保健・福祉サービスの利用に必要な情報を、利用しやすい方法で入手できるよう、効果的な情報提供に努めます。

介護保険制度の外国語によるパンフレットの作成

韓国・朝鮮語、英語、中国語、ポルトガル語及びスペイン語（5言語）を作成し、外国籍の高齢者へ制度の内容が伝わるよう周知に努めます。

外国籍住民のための3言語による市政・区政相談、法律相談

大阪国際交流センターにおいて、3言語で法律相談を行います。また、市役所市民相談室と区役所に外国籍住民のための相談専用電話を設置し、市政、区政についての問い合わせや相談、地域情報の提供等を大阪国際交流センターの通訳機能を利用して3言語で行います。

外国籍住民向けWebサイト「大阪生活ガイド」による情報発信及び多言語による「外国人のための相談窓口」の運営

ホームページ（3言語）で防災や各種行政サービス、各種専門相談機関に関する情報など、外国籍住民の市民生活に不可欠な情報、市民生活を支援する情報を発信して周知に努めているほか、市政情報に加え各種生活情報に関する問い合わせなどに対応するため、外国籍住民のための生活情報提供窓口として多言語による「外国人のための相談窓口」（3言語）を引き続き開設します。

《 実績 》介護保険制度の外国語によるパンフレットの作成

	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
作成部数			
韓国・朝鮮語	3,100部	3,100部	3,100部
英語	400部	400部	400部
中国語	400部	400部	400部
スペイン・ポルトガル語		400部	

外国籍住民のための3言語による市政・区政相談、法律相談

	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
市政・区政相談件数	1,540件	1,404件	1,313件
法律相談件数	44件	52件	48件

多言語による「外国人のための相談窓口」の運営

言語別取扱件数	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
英語	716件	688件	626件
中国語	395件	394件	338件
韓国・朝鮮語	222件	207件	112件
日本語	478件	522件	428件

ウ 高齢社会の理解と高齢期へ向けての啓発

高齢者福祉月間をはじめ、高齢社会の理解を深めるための取組みを推進するとともに、生活習慣病予防の取組み等、若いときから高齢期を意識した生活を営むよう啓発に努めます。

また、認知症などにより判断能力が不十分になった場合に備え、判断能力がある間に財産管理や介護のあり方を依頼する成年後見制度のひとつである任意後見制度を活用するよう、地域包括支援センターなどで啓発を進めます。

高齢者福祉月間

1965（昭和40）年度から、毎年9月を「高齢者福祉月間」として、高齢者福祉大会、各区において関連行事等を実施するとともに、高齢者の福祉や高齢期のあり方について、理解と関心を深める情報発信を行います。

《 実績 》

高齢者福祉月間

高齢者福祉大会	2014(平成26)年度 約1,200人	2015(平成27)年度 約1,200人	2016(平成28)年度 約1,000人
---------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

エ 高齢者と他の世代との交流

高齢社会は、若い世代を含め、すべての世代の生き方についての問題であることから、子どもたちに高齢者についての正しい理解や思いやりの心を育てる学習が望まれています。老人福祉センターにおいて、文化伝承活動や世代間交流事業を推進するほか、保育所や児童館等において地域の高齢者を季節的行事などに招待する活動を行っています。市立小・中・特別支援学校及び幼稚園の体験活動において、地域の老人福祉施設などの交流や、地域の高齢者から昔の遊びやわらべ歌を教えてもらうなど、高齢者とのふれあいを大切にした活動を実施します。

全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加者の派遣

全国から高齢者をはじめ多くの人々が集う中、スポーツや文化を通じ、世代や地域を超えて交流を深めます。

折り紙教室等世代間交流事業

(P 173 参照)

《 実 績 》

全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加者の派遣

	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
参加者数	132人	119人	132人

5 住まいづくり・まちづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、日常生活の場となる住宅について、身体機能が低下した場合でも生活に支障のないようバリアフリー化を促進する等の居住環境の整備を進めるとともに、高齢者のニーズに応じた多様な居住形態と付随するサービスの確保と質の向上に努めます。

介護老人福祉施設などの施設に入居した高齢者に対しては、施設での生活をできるだけ在宅に近い環境となるよう、ユニットケアのような個別ケアの推進を図りつつ、高齢者のニーズに応じた施設・居住系サービスの整備、推進を行います。

また、高齢者が社会の一員として地域で自立した生活を営むとともに、まちを安全かつ快適に移動し、安心して行動できるよう「ひとにやさしいまちづくり」を積極的に推進します。さらに、安全な暮らしを確保するため、市民の防災意識の高揚に努めるとともに、高齢者などの要援護者に対する支援体制の整備を図ります。

(1) 住まいづくり

[重点的な取組み内容は、P146 「(1) 多様な住まい方の支援」 参照]

ア 多様な居住ニーズに対応した情報提供

高齢者が多様な住まい方を選択できるよう、大阪市立住まい情報センターにおいて、高齢者等に対する住宅相談を含めた住まいに関する様々な情報提供を行います。

大阪市立住まい情報センター

市民が住まいに関する様々な情報を迅速かつ的確に入手できるよう、総合的な住情報サービスの拠点である大阪市立住まい情報センターにおいて、関係団体と連携し、高齢者などに対する住宅相談も含めた様々な情報提供サービスを実施します。

所在地 北区天神橋 6 丁目 4 - 20

《 実 績 》

大阪市立住まい情報センター

	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
相談・情報提供件数	約51,800件	約47,600件	約43,400件
(注) 高齢者などに対する住宅相談も含めた、一般相談・専門家相談の総件数			

イ 市営住宅における高齢化への対応

建替えを行う市営住宅について高齢化対応設計を行う等、高齢化への対応を進めます。

建替えを行う市営住宅の高齢化対応設計

建替えを行う市営住宅については、全住戸を対象に床段差の解消、高齢者が利用しやすい浴槽や手すり、福祉型エレベーターの設置等、高齢化に対応した設計を行います。

既存市営住宅のバリアフリー化

既存の市営住宅については、浴室の設置にあわせて床段差の解消や手すりの設置等を行うとともに、中層住宅に対してエレベーターを設置しています。また、団地内の共用施設、屋外施設についても、スロープの設置などバリアフリー化を図ります。

高齢者向け住宅

60歳以上の方が、配偶者、18歳未満の児童、障がい者、60歳以上の方のいずれかの親族とのみ同居し、又は同居しようとする世帯を対象に、市営住宅の入居者募集を行います。

単身者向け住宅

1人で日常生活のできる60歳以上の単身者を対象に、市営住宅の入居者募集を行います。

親子ペア住宅

高齢者世帯とその子ども世帯が、隣り合わせで居住できる市営住宅の入居者募集を行います。

親子近居住宅

高齢者世帯とその子ども世帯とが、それぞれ独立して同一区内で生活ができるよう、市営住宅の入居者募集を行います。

高齢者ケア付住宅

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者等の在宅生活を支援するため、生活援助員(ライフサポートアドバイザー)による安否確認等の福祉サービスが受けられる市営住宅の入居者募集を行います。

空き住戸を活用したコミュニティビジネス活動拠点の導入

高齢化が進む市営住宅団地において、高齢者の生活支援や子育てサービスの提供など、団地や地域の活性化につながるコミュニティビジネス等の活動拠点として、NPO等の団体に市営住宅の1階空き住戸を提供します。

《 実 績 》

建替えを行う市営住宅の高齢化対応設計	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
新築市営住宅の高齢化対応設計	818戸	889戸	884戸

既存市営住宅のバリアフリー化	2014(平成26)年度 既設中層住宅のエレベーター設置	11棟25基	2015(平成27)年度 13棟32基	2016(平成28)年度 13棟37基
高齢者向け住宅	2014(平成26)年度 募集戸数	160戸	2015(平成27)年度 160戸	2016(平成28)年度 160戸
単身者向け住宅	2014(平成26)年度 募集戸数	373戸	2015(平成27)年度 535戸	2016(平成28)年度 633戸
親子ペア住宅	2014(平成26)年度 募集戸数	20組40戸	2015(平成27)年度 41組82戸	2016(平成28)年度 56組112戸
親子近居住宅	2014(平成26)年度 親子セット向け住宅	15組30戸	2015(平成27)年度 18組36戸	2016(平成28)年度 15組30戸
	子世帯向け住宅	70戸	107戸	70戸
	親世帯向け住宅	20戸	31戸	20戸
高齢者ケア付住宅	2014(平成26)年度 募集戸数	28戸	2015(平成27)年度 28戸	2016(平成28)年度 42戸
空き住戸を活用したコミュニティビジネス活動拠点の導入	2014(平成26)年度 導入件数	6か所	2015(平成27)年度 6か所	2016(平成28)年度 9か所

ウ 民間住宅における高齢化への対応

民間住宅において、高齢者等の居住に配慮した取組みを推進することにより、誰もが安心して暮らせる住まいづくりに努めます。

セーフティネット住宅登録制度

高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録するとともに、登録を受けた住宅の情報については、ホームページへの掲載や市役所本庁舎及び大阪市立住まい情報センターにおいて登録簿を閲覧可能とすること等により、市民に広く情報提供を行います。

また、住宅セーフティネット法に規定される住宅確保要配慮者居住支援協議会である「Osaka あんしん住まい推進協議会」のホームページにおいて、住まいに関する相談窓口として大阪市立住まい情報センターを紹介するとともに、高齢者の在宅生活支援サービスに関する大阪市の窓口を紹介します。

大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度

高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援するため、大阪府及び府下市町村、宅地建物取引業団体等と連携し、高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅（あんぜん・あんしん賃貸住宅等）や当該住宅を斡旋する不動産店（協力店）等の情報提供を行います。

民間老朽住宅建替支援事業

民間老朽住宅の建替えを促進するため、建替相談サービス、専門家の派遣、建替建設費補助、従前居住者家賃補助、賃貸住宅建設資金融資のあっせんを行います。

また、補助を受けて建設される住宅については、床段差の解消、浴室などにおける手すりの設置等、高齢化対応設計を指導します。

サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム

今後一層増えることが見込まれる高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯等が安心して暮らせる住まいの確保を目的とした「サービス付き高齢者向け住宅」及び「住宅型有料老人ホーム」において、中重度の要介護認定者の入居が増加していることから、医療と介護が適切に提供されるとともに、入居者が安心して生活できるよう、関係部局が連携して、登録の審査、届出、立入検査の実施及び自主点検の結果報告を求める等、引き続き事業者への指導に取り組みます。

また、サービス付き高齢者向け住宅の登録された情報について、市民が迅速かつ的確に入手できるよう、登録窓口や大阪市住まい情報センターで登録簿を閲覧可能としているだけでなく、ホームページでも公表するなど広く情報提供に努めます。

さらに、住宅型有料老人ホームの情報について、引き続き、ホームページで公表しています。

《 実 績 》

大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
あんぜん・あんしん賃貸住宅等の登録戸数（累計）	4,668戸	4,824戸	5,085戸
協力店の登録の登録件数（累計）	182件	220件	229件
民間老朽住宅建替支援事業			
従前居住者家賃補助 件数	38件	31件	28件
うち高齢者世帯	(29件)	(21件)	(18件)
建替建設費補助 補助戸数	482戸	663戸	683戸
サービス付き高齢者向け住宅			
登録戸数（累計）	5,539戸	6,423戸	6,826戸
住宅型有料老人ホーム			
定員	5,280人	6,762人	8,018人

工 住宅の改修に対する支援

高齢期における身体機能の低下に対応し、自立や介護に配慮した住宅改修の介護保険給付及び高齢者住宅改修費給付事業を行います。

{ 住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）
介護予防住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）

介護保険制度において日常生活の自立を助けたり、介護をしやすい生活環境を整えるための手すりの取付け、床段差の解消、滑り止め等のための床材変更、引き戸などへの扉の取り替え及び洋式便器等への取替工事等の簡易な住宅改修について、改修費の介護保険給付を行います。

また、利用者の一時的な負担を解消するため、利用の際、利用者は支給対象となる費用（支給限度内）の自己負担分の負担で済む「給付券方式」を引き続き導入します。

高齢者住宅改修費給付事業

介護保険制度による住宅改修を行う場合に、関連する工事のうち支給対象とならない部分について、その改修費用を給付します。

《 実 績 》

住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）		
サービス量	2014(平成26)年度 6,608人／年	2015(平成27)年度 6,252人／年
介護予防住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）		
サービス量	2014(平成26)年度 4,950人／年	2015(平成27)年度 5,006人／年
高齢者住宅改修費給付事業		
件数	2014(平成26)年度 329件	2015(平成27)年度 270件
2016(平成28)年度 6,113人／年		
2016(平成28)年度 4,910人／年		
2016(平成28)年度 374件		

（2）施設・居住系サービス

[重点的な取組み内容は、P147 「（3）施設・居住系サービスの推進」 参照]

ア 介護老人福祉施設（地域密着型を含む特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

身体上又は精神上著しい障がいがあるため、常時の介護を必要とし、居宅での介護を受けることが困難な高齢者が入所し、生活全般に関わるサービスを受けます。

《 実 績 》

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		
年度未定員数	2014(平成26)年度 10,838人	2015(平成27)年度 11,677人
2016(平成28)年度 12,272人		

《 整備目標 》

入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね1年以内に入所が可能となる状態が維持できるよう認定者数の伸びを勘案しながら引き続き必要な整備を進めます。

整備にあたっては、地域の偏りが大きくなり過ぎないよう配慮します。

地域密着型特別養護老人ホーム（定員29人以下）については、全体の整備量の中で整備します。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)			
	2018(平成30)年度	2019(平成31)年度	2020(平成32)年度
年度末定員数	13,900人	14,200人	14,500人

イ 介護老人保健施設

介護老人保健施設

病状安定期で、入院治療の必要はないがリハビリテーション、看護及び介護を必要とする高齢者に対して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供し、自立と家庭復帰を支援します。

《 実績 》

介護老人保健施設			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
年度末定員数	6,882人	7,076人	7,240人

《 整備目標 》

特別養護老人ホーム等の介護保険施設の整備状況や利用ニーズを踏まえて必要な整備を進めます。

介護老人保健施設			
	2018(平成30)年度	2019(平成31)年度	2020(平成32)年度
年度末定員数	8,050人	8,050人	8,200人

ウ 介護療養型医療施設及び介護医療院

介護療養型医療施設及び介護医療院

長期にわたる療養が必要な高齢者に対して、医学的な管理のもとで介護や機能訓練、その他の必要な医療を行う施設です。

《 実績 》

介護療養型医療施設			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
年度末定員数	598人	558人	518人

《 整備目標 》

現行の介護療養型医療施設の経過措置期間が6年間延長されるため、その間に介護療養型医療施設については、各施設の意向に沿って転換を進めていきます。

介護療養型医療施設	2018(平成30)年度 年度未定員数	2019(平成31)年度 279人	2020(平成32)年度 219人
介護医療院	2018(平成30)年度 年度未定員数	2019(平成31)年度 57人	2020(平成32)年度 133人

工 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

{ 認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症のため介護を必要とする方に、共同生活住居（5～9人）において日常生活上の世話などを行います。

《 実 績 》

認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護を含む)	2014(平成26)年度 年度未定員数	2015(平成27)年度 3,406人	2016(平成28)年度 3,694人
			4,041人

《 整備目標 》

認知症高齢者が今後も増加することが見込まれるため、引き続き、認知症対応型共同生活介護の目標量を拡大し、事業者の参入に努めます。

認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護を含む)	2018(平成30)年度 年度未定員数	2019(平成31)年度 4,764人	2020(平成32)年度 5,296人

才 特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む有料老人ホームなど）

{ 特定施設入居者生活介護
介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等については、特定施設入居者生活介護の指定を受けければ事業者による介護保険サービスの提供が可能です。

《 実績 》

特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護を含む)			
	2014(平成26)年度 年度末定員数	2015(平成27)年度 7,293人	2016(平成28)年度 8,045人

《 整備目標 》

今後の高齢者人口の増加と多様なニーズに対応するため、引き続き、特定施設入居者生活介護の目標量を拡大し、事業者の参入の促進を図ります。なお、整備目標量は、これまでのサービスを行う定員数から国通知に沿った施設全体の定員数に変更しています。

特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護を含む)			
	2018(平成30)年度 年度末定員数	2019(平成31)年度 9,905人	2020(平成32)年度 10,215人

力 養護老人ホーム

養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的な理由により居宅での養護を受けることが困難な高齢者が、生活の場として入所し、生活全般に関わるサービスが受けられます。

《 実績 》

養護老人ホーム			
	2014(平成26)年度 入所定員	2015(平成27)年度 767人	2016(平成28)年度 767人

2014(平成26)年度に弘済院養護老人ホームが廃止となり、入所定員が767人になりました。今後、老朽化が著しい施設の建替整備等について検討を図ってまいります。

キ その他

居宅で生活することが困難である等の高齢者の多様な居住ニーズに対応したケアハウス等があります。

軽費老人ホーム（ケアハウス）

身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる人であって、家族による援助を受けることが困難な高齢者を対象に、低額な料金で食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要なサービスを提供します。

経過的軽費老人ホーム（A型）

高齢等のため独立して生活するには不安が認められる人を対象に、低額な料金で食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上必要なサービスを提供します。

生活支援ハウス

市内に住所を有する人で、高齢等のため居宅において生活することに不安のある人を対象に、必要に応じ住居を提供し、各種相談、助言並びに緊急時の対応を行うとともに、利用者の虚弱化などに伴い介護保険の居宅サービスなどを必要とする場合は、利用手続きなどを援助します。

《 実 績 》

軽費老人ホーム（ケアハウス）			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
入所定員	705人	705人	705人
経過的軽費老人ホーム（A型）			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
入所定員	50人	50人	50人
生活支援ハウス			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
入所定員	80人	80人	80人

〈 (3) ひとにやさしいまちづくり 〉

高齢者などすべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、バリアフリーに加え、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりの総合的な推進を図る必要があります。

ア 安全な歩行空間等の整備

「ひとにやさしいまちづくり」施策の推進にあたっては、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」、「大阪市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、各方面での広報活動を進め、高齢者をはじめすべての市民が安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

民間建築物事前協議

「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」において、事業者が、不特定多数の人々が利用する建築物などの施設を設置しようとするときは、事前に市長に協議することを定めています。

公園施設の整備

公園施設のなかでも利用頻度の高い、出入口の改修、園路の舗装、段差の解消、階段のスロープ化や手すりの設置及び車いすの人も使用できるトイレの整備を行います。

歩道設置やゆずり葉の道整備

高齢者等が、安全で快適に通行できる空間の確保を図るため、歩道設置やゆずり葉の道整備を行います。

既設歩道の段差解消

大阪市交通バリアフリー基本構想に沿って策定した道路特定事業計画に基づく重点整備地区内の特定経路（主要な経路）などにおいて、歩道の段差解消を行います。

電線類地中化

都市防災機能の向上、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上等を目的に電線類を地中に整備します。

放置自転車対策

鉄道駅周辺などに放置された自転車が、道路環境を阻害している状況を解消するため、自転車駐車場の整備など放置自転車対策を進めます。

投票所のバリアフリー化

選挙権行使に係る投票記載場所については、既設スロープを有効活用するとともに、仮設スロープを設置するなど投票所のバリアフリー化に努めます。

わがまちのやさしさ発見レポート募集

市内在住又は市内に通学する中学生・高校生を対象に、身の回りのやさしさ（高齢者や障がい者に配慮された施設など）を発見したレポートを募集します。

《 実績 》

民間建築物事前協議			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
事前協議件数	618件	653件	693件
完了届	563件	565件	578件
公園施設の整備			
整備数	2公園	1公園	1公園
歩道設置やゆずり葉の道整備			
歩道設置	約1.2 km	約1.1 km	約0.5 km
ゆずり葉の道整備	約0.2 km		約0.3 km
電線類地中化			
2014(平成26)年度	約1.8 km	約0.6 km	約1.1 km

放置自転車対策				
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度	
自転車等放置禁止区域の指定駅数	延143駅	延143駅	延145駅	
自転車等駐車場の整備駅数 (鉄道事業者整備を含む)	延159駅	延159駅	延159駅	
わがまちのやさしさ発見レポート募集				
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度	
応募数	中学生 高校生 計	65件 254件 319件	124件 246件 370件	55件 231件 286件

イ 公共交通機関の改善

高齢者や障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活を確保するとともに、誰もが安全・快適に、安心してご利用できるよう、「バリアフリー法」、「大阪市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、身近な公共交通機関である鉄道・バスの車両及び施設の改善等バリアフリー化を促進します。

民間事業者に対する働きかけ

「バリアフリー法」に基づく基本方針において、移動円滑化基準の適合対象となる鉄道駅舎について、エレベーター設置等の段差解消、可動式ホーム柵の設置等の転落防止対策、多機能トイレや誘導案内設備の設置などのバリアフリー化やノンステップバスの新規導入が促進されるよう、積極的に働きかけていきます。

また、地下鉄事業民営化後の地下鉄新会社（大阪市高速電気軌道株式会社）及びバス事業を引継ぐ大阪シティバス株式会社は、「ひとにやさしい市営交通」の精神を承継することとしており、安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかけていきます。

（4）安全な暮らしのために

高齢者が社会の一員として地域で自立した安全な暮らしを確保するため、市民の防災・防犯意識の高揚に努めるとともに、介護を要する高齢者などの要援護者に対する支援体制の整備を図ります。

ア 大規模災害発生時の救援体制の整備

「大阪市地域防災計画<震災対策編>」、「同<風水害等対策編>」に基づく実効ある防災対策を確立して、あらゆる災害に強いまちづくりを進めます。

イ 防災意識の啓発

生活ガイドブック「くらしの便利帳」（2年に1回発行）に防災対策について記載する

他、様々な広報、啓発を行います。

また、マスメディアなどを活用した防災意識の啓発に努めます。

高齢者世帯への防火対策

大阪市内全住戸への戸別訪問による防火指導を実施する中で、高齢者世帯についても、住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理の指導をはじめ、出火防止対策や避難方法などについて指導するとともに、寝具・パジャマ等の防炎製品の使用について普及、啓発に努めます。

さらに、日常的に高齢者と接している介護事業者等と連携を図り、高齢者防火安全研修を実施するなど、きめ細やかに指導することで一層の火災予防を促します。

介護事業者等の例…ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員など

防災知識の普及を目的とした各種訓練実施

高齢者を対象に防災知識の普及を目的とした各種訓練を実施します。

《 実 績 》

介護事業者等を対象とした高齢者防火安全研修

	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
受講者数 平成27(2015)年度より実施		3,419人	4,769人
防災知識の普及を目的とした各種訓練実施			

防災知識の普及を目的とした各種訓練実施

	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
高齢者対象防火訓練	390回	522回	1,126回

ウ 災害時の要配慮者支援

大阪市では、大地震や風水害などの災害が発生したときに、配慮が必要な高齢者など（要配慮者）を支援するため、「大阪市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）」を2009（平成21）年に策定しました《2014（平成26）年10月改訂「（現）大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」》。

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災の経験も踏まえ、施設の防災マニュアルとして「大阪市高齢者施設等防災マニュアル」を2011（平成23）年7月に作成しており、今後も高齢者の災害対策を推進していきます《2014（平成26）年3月改訂「（現）大阪市高齢者施設等防災マニュアル」》。

また、災害時に支援が必要な人を的確に支えていくための仕組みを充実させるためには、地域における日常からのつながりと支え合う関係づくりが不可欠です。特に、ひとり暮らしの高齢者に対しては、地域による見守り活動等の生活支援を密接に行う方策を検討する必要があります。

地域防災リーダーによる支援

地域における防災活動の中心的役割を担う地域防災リーダーに対して、防災に関する知識の普及、消火、救助、応急手当等の実技指導を行い、支援体制を図ります。

女性防火クラブによる支援

防災意識の普及や応急手当、初期消火技術指導を行うなど、支援体制を図ります。

緊急通報システム

(P 192 参照)

火災警報機（連動型）の設置

火災時避難が困難な高齢者世帯に設置し、異常時は自動的に119番通報し、玄関先に設置するブザーにより近隣者に火災を知らせます。

高齢者施設の立入検査

高齢者施設などの実態把握と火災予防を目的に、出火防止と人命安全の確保について具体的指導を行います。

高齢者施設の自衛消防訓練指導

高齢者施設などの消防計画に基づく自衛消防訓練の実施に際し、消火、通報及び避難の訓練が適正に実施されるよう指導を行います。

大規模施設の避難誘導システムの設置指導

不特定多数の人が利用する大規模施設などにおける火災発生時の高齢者などの安全確保と適切な避難誘導のため、点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯、光点滅走行式避難誘導システム等の設置指導に努めます。

福祉避難所・緊急入所施設の指定

大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）に基づき、災害時における要配慮者の避難生活場所となる福祉避難所や緊急入所施設の指定について、関係部局が協力しながら実施します。

《 実 績 》

地域防災リーダーによる支援			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
組織数	332組織	333組織	333組織
人数	8,631人	9,111人	9,505人
女性防火クラブによる支援			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
クラブ数	25クラブ	25クラブ	25クラブ
人数	53,417人	47,465人	33,635人

火災警報器（連動型）の設置			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
設置件数	12台	14台	4台
稼動数	287台	280台	262台
高齢者施設の立入検査			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
検査回数	1,185回	1,293回	1,459回
高齢者施設の自衛消防訓練指導			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
指導回数	1,793回	1,674回	2,045回
大規模施設の避難誘導システムの設置指導			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
指導件数	7件	2件	1件
福祉避難所・緊急入所施設の指定（累計）			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
指定件数	267件	284件	311件

工 防犯対策の取組み

犯罪被害のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、大阪市、市民、事業者、警察、その他関係団体が連携し、一体となって安全なまちづくりに関する取組みを展開する必要があります。

こうした基本認識のもと、大阪市では、地域における市民等の自主的な活動を促進するため、青色防犯パトロール活動への支援など必要な措置を講ずるとともに、市民等と相互に連携と協力を図りながら安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

青色防犯パトロール

青色防犯パトロール活動は、大阪府警察から証明を受け、専ら地域の防犯のために、青色回転灯を装備した自動車を使用して行う自主防犯パトロール活動です。街頭犯罪を減少させ、安全で安心して暮らせるまちづくりにつなげるため、青色防犯パトロール活動を行う団体に対し、必要な物品の支給などの支援をします。

《 実 績 》

街頭犯罪発生件数（1～12月の統計）			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
発生件数	28,867件	25,400件	25,494件
街頭犯罪			
ひったくり、路上強盗、オートバイ盗、車上ねらい、部品ねらい、自動車盗、自転車盗			
青色防犯パトロール活動団体数			
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
団体数	178団体	179団体	171団体